

## 第4回野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会議事録

- 【会議年月日】 令和2年11月6日（金）  
【開閉会日時】 開始時刻 13時30分 終了時刻 17時15分  
【会議の場所】 与謝野町勤労者総合福祉センター 多目的ホール（1階）

### 【当日会議に出席した者】

委員 富野暉一郎 赤松孝一 久保友美 岡田 攻 江原義典 小牧義昭 細井昭男  
坂本竜児 浦島清一 白須宗明  
行政 総務課長 長島栄作 総務課主幹 吉岡素子 総務課係長 田村尊彦

### 【会議日程】

1. 開会
  - ・富野委員長挨拶
  - ・今回欠席者報告（山崎委員・西川委員・山岡委員）
2. 議事
  - （1）第3回委員会の議事録承認
  - （2）行政からの提出資料の確認
  - （3）資料の過不足等に関する意見交換
  - （4）第5回委員会における質疑事項整理
  - （5）その他
3. その他
4. 閉会
  - ・赤松副委員長挨拶

### 【会議の経過】

#### （1. 開会）

- 長島課長：皆さまこんにちは。お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、第4回野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会を始めさせていただきます。開会に当たりまして、富野委員長の方からご挨拶をお願いします。
- 富野委員長：皆様ご苦勞様でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。大分寒くなって参りました。今年はどうやら冬が早いようでして、インフルエンザの予防注射をしましたが、京都ではインフルエンザの予防注射は満杯になってしまいましてできないということで、わざわざ福知山でやりました。皆さんどうぞ寒い中お身体にはお気を付けてください。また傍聴の皆様も本当にありがとうございます。お忙しいところ。今回は、お手元にもあると思いますが、委員会の方でお願いしました資料に過不足があるかもしれませんのでその確認もしながら議論をします。大変大部な資料を用意していただきました。事務局には御礼申し上げたいと思います。私も資料を見て、なるほどというふうに思うことが多々ございました。この委員会で住民の皆さんからのご意見をいただくこともありましたけども、実際に行政が議会でどのような議論をされてきたのか、どういうふうに議論をまとめているのかというプロセスまで資料としていただいて、全部わかったとは申しませんが、一定程度、流れが理解できたと、いうふうに思います。これは皆様も多分そうだと思います。ポイントは、今の段階で第三者委員会の位置付けが何だったのかということについて、改めて町長さんの意向も含めて、理解を進めることができた資料ですね。これが1点、大変重要なことだと思っております。それから2点目は、議会の審議の中で、相当程度ですね、論点が煮詰まっている部分があるなということ。この委員会でも色々ご意見が出された、この委員会としてどこまでやればいいのかということについては、今回の資料を読ませていただいて、それなりに私のイメージも、やや明らかになってきたなというところがございます。今日は、この資料の内容を踏まえて、次回委員会で予定されております町長さんからの行政側としてのご説明をいただいた上で質疑させていただく準備のための委員会です。ぜひ実のある、そしてお互いの理解が深まるような委員会となりますように、皆様のご協力をお願いしたいというふうに思います。それでは今日はそういうことで、よろしくお願いたします。
- 長島課長：富野委員長ありがとうございます。それでは本日でございますけれども、ご欠席が3名

の委員さんでございます。山崎委員様、そして山岡委員様、そして西川委員様が急遽お仕事の方で来れないということでご連絡をいただきました。山崎様・山岡様・西川様がご欠席でございます。そして、先日も前回の欠席でありました須佐美委員様ですけれども、その後、前回の後、再度確認をさせていただきまして、子どもさんがそろそろ生まれるので、できたら辞退を、委員の辞退をというお申し出がございまして、委員長・副委員長にもご相談をさせていただく中で、辞退をお受けすると、委員の辞退をお受けするというところでございます。そして後任につきましては、もう3回の委員会を終了しているということがございますので、後任についてはもう補充は行わないというふうな形で進めたいというふうに思っております。それで、須佐美様、10月下旬にめでたくお子様をご出産されたということで、ご報告をさせていただきます。それでは事務局の方からは以上でございます、議事の方を委員長の方でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

## (2. (1) 議事録承認)

- 富野委員長：はい、ありがとうございました。それでは早速でございますけれども議事に入らせていただきたいと思っております。議事につきましては、次第のとおり前回の議事録の承認と、それから今回いただいた行政からの提出資料の確認と資料の過不足について、こういうところもう少し欲しいとか、これは特にいらぬかもしれない、そういうご意見あるかもしれませんので、皆さまからご意見いただいて、もし必要があれば、再度ご準備をいただくということになるかもしれませんので、そのところを少しやっておきたいということでございます。次に今日のメインでございますけれども、第5回委員会における質疑事項の整理です。次回町長さんに出席していただく準備として、事前にいただいた資料に基づいてどのような質問事項があるか、どのようなことを明らかにしたいかという議論をさせていただければと思っております。概ね今日も5時までには終わりたいということで、よろしく申し上げます。それでは議事の最初の議事録承認でございますけれども、これについて何か変更したり修正をして欲しいとか、そういう点がございましたらどうぞ。はい、事務局どうぞ。
- 長島課長：失礼します。それでは第3回の議事録確認ということでございまして、議事録の案①ということで、まず1回目をお配りをさせていただきました。その修正をいただきましたのが案②見え消しというような格好で、少し網掛けについては、委員長がわかりやすい表現ということで、言い言葉・話し言葉から文字に起こす中で少し変更をいただいております、その部分を委員さん方には見える形で網掛けさせていただいております。そして修正がございました部分は1、2ヶ所だったですけども、文字の削除、これも見え消しで削除しまして、文言の修正をしているというふうなことでございましたので、大きく言い回しが違って、意味が違うというふうな修正の部分はなかったというふうな感じで事務局は思っております。それを皆様には案②という形でお配りをさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

## (2. (2) 提出資料の確認 (3) 過不足等)

- 富野委員長：はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。議事録の確認について特になければ、次に進ませていただければと思っております。ありがとうございました。それでは、二つ目の議題でございます。行政から提出いただいた資料の確認ということでございます。事務局、何かありますか。
- 長島課長：はい。それでは今回、お配りをさせていただいた部分でございます。まず一覧表ということで、表裏になっております。委員様方からご意見をいただきました資料の提出依頼を受けました内容について、まとめをさせていただいて、資料をその後からお付けしているということでございます。中に、この資料ではないというような、さらに追加というふうなことがございましたら、またご意見等いただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 富野委員長：資料無しというふうになった経緯は。
- 長島課長：はい、ただいま委員長からございました資料無しというところでございます。まず1ページ目のナンバー1の一番下の部分の⑬議会ということで、議会が趣旨採択とした根拠資料、実施計画の正当性または財政的根拠数字などということで、ここについてはその審議の中でも、基とされる根拠資料としては無かったというふうな、資料としては無かったというふうなことでございます。その裏面でございます。裏面のナンバー2の⑤です。当初案から給食センターが除かれ、他の場所での開所となった経緯説明資料ということで、こちらにつきましても、特に資料は無いということでございます。またその下の⑥でございます。町長と野田川請願団体との協議の中での参加者への配布資料ということで、配布された資料が無いということでございます。また下段の方です。⑮の商工会との協議内容につきましては、⑮⑯解体に伴う質疑応答内容がわかる議事録的な書類、また、解体に伴う商工会の結論資料ということで、これらについても資料的には無いというふうなことでございます。ま

た一番下の⑱でございます。議会で趣旨採択後の請願者に対する議会の対応ということで、こちらにつきましても資料は無いというふうなことでございます。

- 富野委員長：少し明確にしておきたいんですが、まず給食センターが除かれた経緯の資料というのは、そもそもそういう説明をどこでもしたことがないということですか。
- 長島課長：すいません。ちょっとその細かいところまではちょっと私認識しておりませんが、教育委員会の方からは、それについての特に資料がないということでございまして、申し訳ないんですが。
- 富野委員長：ということは、こちらからの質問事項になった場合は、資料無しで答えていただくということですね。
- 長島課長：はい、そういうことになると思います。
- 富野委員長：そういうことですね。それから、ナンバー2の⑥の配布資料。これは、そもそも資料を配布しなかったというんですね。
- 長島課長：委員長、もう一度すみません。2ページ目の⑥？
- 富野委員長：いや、資料一覧表で見てるんですけども、その⑥野田川請願団体との協議の中で、参加者への配布資料は特に無しですか。
- 長島課長：はい、配布資料は無かったということです。
- 富野委員長：配布はしなかったということですね。それから⑮⑯です。これは議会でもそういうものを検討しなかったということでしょうか。議会での議論が無かったというんでしょうか。
- 長島課長：⑮⑯商工会との協議内容ですね、まだそこまでの資料的なものは出しておられない、出してないということです。
- 富野委員長：商工会とのやりとりは無かったということですか。
- 長島課長：一定、あっているんでしょうけど、書面的に、書類的に出されたというふうになっていない。
- 富野委員長：要するに正式な協議になっていないという、そういうことですか。
- 長島課長：はい。というふうに聞いております。書面で、こういうことでこうですよという説明まではなかったというふうに思っております。
- 富野委員長：そうでしたら、そのあたりの経過説明をお願いします。
- 長島課長：そうですね、経過だったりどういう内容だったかはまたお聞きいただけたら。
- 富野委員長：はい。それから趣旨採択後には、請願者に対する議会は何も対応していないということですね、請願者に対して。
- 長島課長：は、そういうふうにお聞きしています。
- 富野委員長：報告をしなかったということですか、請願者に対して。
- 長島課長：請願者に対しての報告、そのところは。
- 富野委員長：ちょっと理解できないですよ。だって請願した人は、結果を知る権利があるんですから。
- 長島課長：はい。
- 富野委員長：していないんですか。
- 長島課長：ちょっと、そのどういうふうにされたかというのは、私どもに資料の提出は無かったということで、ちょっとそこは、はい。
- 富野委員長：わかりました。一応、事務局の説明はそういうことですか。よろしいですか。はいどうぞ。
- 江原委員：すいません。今、委員長さんからもありましたように、資料は無しの中でも、一応そういう話し合い的な形はあって、そういう検討とかはされたということはあるんですよ。資料がないから全く何もしてなかったことでは無しに、資料としては残ってないけど、一応そういう話し合い的な形はされた。どういう部署でされたとか、誰がされたかは別としましても、そういう経緯はあったということでよろしいですね。
- 長島課長：そのところまでの確認はできておりません。中には、商工会とのやりとりは、話はあっておるとも思いますけども資料は無かったというふうに聞いてますけども、議会の請願者への対応について、その部分は議会の方でどういう対応をされたかが、私も把握ができてませんので、口頭のご報告があったのかというところは、今は確認ができてないので、そこはお答えできません。
- 富野委員長：多分、行政ってそういうことがあって、直接の所管であれば説明ができるんですけど、多分議会事務局は各所管に質問をした結果返ってきた答えをそのままここに出されていて、どうして

出してないんですかという問い直しまではしてないと思います。ですからもし必要ならば、この委員会として改めて質問事項としてまとめてもいいかなと、そういうふうに思います。それでよろしいですか。はい。いかがですか他には。提出していただいた資料についてはこの程度でよろしいかと思しますので、これはこれで進めたいと思います。その次に、確認ができましたので、先ほどの江原さんの意見にも関係するんですけども、とりあえず資料そのものが不足すると、もう少し欲しいというようなことがございましたら、ご意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。ちょっと皆さん考えている間に、私からの質問ですけども、こども園のことについて、行政からアンケートを出しましたね。で、2者から返答があったということですが、2者だけにアンケートを出したのか、それとももっと多くのところに出したのか、要するに全体としてこのアンケートはどこに出したのかという資料が欲しいです。

- 長島課長：はい。出されたのは2者と聞いています。それで、資料についてはまた追加で出させていただきます。
- 富野委員長：対象はそもそも2者しかなかったんですか。
- 長島課長：はい。
- 富野委員長：それを選んだ経緯ってというのはありますか。
- 長島課長：そこは私からちょっとはっきりとしたことはわかりませんので。その2者に選ばれた経緯ですね。
- 富野委員長：はい。
- 浦島委員：関連して、今、アンケートというか質問をこういうこともあるので、受けるか、受けないかということは、僕は2者ではなく、もっとたくさんに出していると聞いている。けども一部は受けられませんという答えがあったというふうに聞いているんですけども、そこは事実と違うんですか。
- 長島課長：その質問のやりとりとなると、申し訳ないですけど私の口からお答えが出せませんので、私からは2者というふうなことでは聞いてますけども、そこから先の、2者の選定だとか、お断りをされてるところまでは私からはお答えできませんので、わかりませんので、その事実確認なり、その関係の書類があれば、追加させていただきます。
- 富野委員長：この委員会の中でもかなり、皆さん気にされていたことなので、質問をする前に資料があったらできるだけ取っておきたいという意味です。はい。他にいかがでしょうか。はい、白須さん。
- 白須委員：今関連する資料ですが、これパソコンで私が切り出した資料ですので、今民営化に関わる業者とのやりとり等を含めての議事録ですね。平成30年度の第4回子ども・子育て会議の議事録ってのが出されています。この中に、そこに関わるそういう対応の記録がある。これだけあるんですけども。これでも参考になるんじゃないかなと思いますので提出いただければ。
- 富野委員長：ちょっと明確にしたいですが。マスクを外してお願いします、聞こえにくいので。
- 白須委員：平成30年度 第4回子ども・子育て会議議事録という。
- 富野委員長：はい。それは要望事項として追加でお願いしたいということですね。他いかがでしょうか。ここでは、事前にお願した資料への行政の対応についてご意見をいただくということですので、この程度にしておきたいと思います。そういうことで、ご意見があったら、後からということではなくここで出していただくということで。よろしいでしょうか。どうぞ、江原さん。
- 江原委員：資料の請求の件なんですけども、今現在で最後にしたいということなんですけども、今後話し合いの中で、こういう資料はありますかとか、必要ですみたいな話が出てくるかとも思うんです。そういう時は追加という形で、その件に関する資料を出してくださいという形も、当然それは可能という形ですよ。
- 富野委員長：そうですね。私はこの資料の内容について見ていただく段階で、これはもう少し欲しいなというのがあったらということでお聞きしています。これからその議論をしますので、その中でやっぱりこれは欲しいよねというのが出てくれば改めてということになると思います。はいどうぞ、岡田さん。
- 岡田委員：すいません。教育施設の基本的な考え方案というのがあって、これ平成30年6月現在の計画ですと書いてありますね。ということは、それから何年も経つわけで。新しい資料、例えばの話、僕も皆知ってるわけではないんですけど、例えば給食センターについても、これに旧野田川の役場がどうですか、何か書いてあるみたいですけど。それは決定も何もしてないと思うんですけど、そういったような、まだ検討中みたいなのが、移動するまで給食センター、旧野田川町本館敷地の予定ですよというふうに言い切っているんですけど、これはおそらくまだ決まってないと、私の聞いている範囲は思

うんですけど、こういった30年からの経過ですね、後の。今、令和2年ですけど、その間でどのような話し合いが、行政がされておるのかという辺りが全然わからないということなんですけど。

- 富野委員長：給食センターについてですか、それとも他の施設も含めてですか。
- 岡田委員：ちょっとその辺、ちょっとわからないんですけど、すべて私が知っているわけではないので。その辺がこれ30年の資料なので、近々の資料というのができればというふうに私は思っています。
- 富野委員長：そうですね。課長が難しいと思ってるかもしれませんね。行政の中で、何か委員会や検討会ができたりですね。その中でこういう議論がありましたとか、或いはそれでこういう方向性で議論していますとか、そういうことがあれば、それは、出せるかどうかという検討ができると思います。つまり具体的に形があるもので、何か庁内でやっているものがあれば、それは可能性としてあると思うんですけど。ただ、活字でなくて担当所管で内々ね、これどうかなとかそういうこと言ってるところまで出せということになると、それは把握できるかどうかという問題がありますので、それどうですか岡田さん、どういう意味で。
- 岡田委員：いやいや、例えば給食センターですが、野田川庁舎本館敷地内の予定ですよということ、もうほぼ予定ですよというふうに、所の名前まで書いてしてあるということ、決定しとるみたいな印象ですよ。
- 富野委員長：そういうふうにとられるということですね。
- 岡田委員：私そうとるんですけど、皆さんどういうふうにお考えですかこれを。
- 富野委員長：今ちょっと資料についての話ですんで、どう考えるかっていうよりも。
- 岡田委員：いや、資料ですが、決まってないもんが、もう言い切ったいろんな資料、検討中とか言うんだったら資料としてわかるんですが、予定ですよと書いてある以上は、もうこれで決まりなんだという印象が違う。
- 富野委員長：そうすると、一応予定された、決定された経緯とか、それに関する資料とか、そういうことで良いですか。それがあれば。
- 岡田委員：それが無いですね。
- 長島課長：その部分は、担当の方に言いまして、そこら辺の書いてあるものが決定だったのか、その当時はそうだったのか、その後また経過があって変わってきたのかという辺り。資料がある無し、また無くてもお答えができるような形にします。
- 富野委員長：今岡田委員がおっしゃったことを、確認をまずしていただいて、決定であればそれを裏付けるような資料があるかと。もし無かったとしても何らかのそれに関する資料があればということやっていただくということでもよろしいでしょうか。
- 長島課長：はい、承知しました。
- 富野委員長：今、課長がですね、実はかなり踏み込んだ答えをしてます。なぜかという、この町の情報公開条例では、そこまで出せとは言っていないはずなんです。それは政策形成途上の情報という考え方があってですね、すでに決まったことであれば、例えば議会で議決されたとか、行政内部で正式決定されたとか、そういう決着が付いた情報については、当然情報公開の請求があれば出さなければいけません。ただ、今岡田さんがおっしゃったようなことについては、正式に決まったのかどうかをまず確認していただくというのが一つです。まだ検討中であると、方向性を検討してますよっていう場合には、担当部局がですね、出しているかと判断するかどうか私は微妙だと思います。ただし第三者委員会の性格上、できるだけ最新のリアルな情報をいただいて、その中で町民の皆さんと行政が繋がっていく方策を考えていくのが委員会の使命ですので、そういう意味では一律に情報公開の対象にならないから提供しないで良いという判断だけでなく、積極的にあえて出すという判断もあり得ると思います。ですから、そのところは担当部局の方に、情報公開の対象ではなくとも一歩踏み込んで、第三者委員会の考え方を伝えて、或いは町長さんにその辺りの第三者委員会としての見解を聞いていただいてもいいかと思いますが、できるだけ、この委員会でリアルな議論ができるような、そういうような情報の使い方をしていただければというふうに思います。どうですか。
- 長島課長：はい。今、委員長の方からおっしゃっていただいたんですけど、そこら辺の情報公開の基準の中では、なかなか難しいところもございしますが、資料的にあって、これについてはもうある程度広く、出せるようなものがあれば出していくのが良いと思ってますけども、中には、本当にこの議論についてと言いますか、この内容についてはまだ公表できる段階でないというふうな判断になるのかというところは、私の口からもお答えづらいんですけども、できるだけ出せる情報は出していき

いというふうに思っております。

- 富野委員長：この点については情報公開担当部局の判断だけにしていただきたくないんです。なぜかという情報公開担当部局は、情報公開条例を運用する立場です。ですから情報公開条例の範囲内で判断するんですね。だけどころこういう話というのはその範囲ではありませんので、基本的には町長さんの判断になるんです。ですからそこはですね、分けて考えていただければありがたいですね。
- 長島課長：はい。情報公開担当課長でございますので、お答えづらいところですけども、委員長のお申し出と言いますか、委員長からのお話を伝えまして、そこはまた行政としてきっちり判断をすることになると思います。
- 富野委員長：そういう問題があるようでしたら、一步踏み出していただけるとありがたいという話です。はい。他にいかがでしょうか。どうぞ、江原さん。
- 江原委員：今の委員長さんのお話しに關しての關連なんですけども、一覽表の1ページに公開できないという部分がありましてですね。一覽表の1ページの⑩当該公共施設の問題が発生した後の当該問題について協議されたまちづくり本部会の會議録が、町の情報公開条例により不開示としますという形なので、はい。これは開示したときの問題って、どこが問題なのかというような形とか、その辺の部分が、今の質問に關連する部分なんですけども。その辺をもうちょっと明確に、こうこうこういう問題があるから出せないとか、ここまでなら出せるとかいう形で、町の方からそういう意見がいただきたいなと思います。
- 富野委員長：はい。今のところ情報公開条例上の問題があるから出さないという見解は無いですね。ありましたか？
- 長島課長：委員長すいません。1ページ目の、ナンバーで言いますと⑩当該公共施設の問題が発生した後の当該問題について協議されたまちづくり本部会の會議録ということで、こちらにつきましては不開示とさせていただいています。これにつきましては、この會議体につきましては、町の課長以上で組織します審議・検討機關ということでございまして、こちらにつきましては町の条例でいきます、いわゆる公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に町民の間に混乱を生じさせる恐れまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼす恐れがあるということで、いわゆる意思形成過程の段階ということで、こちらにつきましては申し訳ないんですけども不開示とさせていただいております。
- 富野委員長：すいません、それをちょっと見のがしてしまい申し訳ないです。まさにそのことを言っているんですね。要するに一般に公開する。あるいは請求されたから公開するという情報の扱い方と、行政当局で積極的に、これは皆さんに考えて欲しいと、意見を言って欲しい、或いはこれからですね、皆さんと合意形成する上で、十分な情報をあえて出したいという事案があれば、情報公開条例の規定ではなくて、情報提供という、そういうやり方があるんです。ですから、その部分は、町当局、なんでそれが問題があるのかということの説明していただかないと、一般的に、そういう恐れがあるかと言われても具体的にその理由を言っていないとその妥当性について中身がわかりません。そういう意味では、この委員会で出していただきたいと言われたことは、それなりの重みがあるはずですから、情報公開条例の規定ですという説明はしていただきたくない、そういうことです。
- 長島課長：はい、わかりました。この件につきましては、持ち帰らせていただきまして、理事者とも協議をさせていただくということで、この場はお願いしたいと思います。
- 富野委員長：すいません。私は、情報公開にすごくうるさいので、あえて言うんですけども。例えば、傍聴の皆さん方には大変申し訳ないですけども、この委員会の委員かぎりですというところもあり得ると思います。もし町が、そういうことも心配されているのであれば一般公開はしないという前提のもとで、委員の皆さん限りで、守秘義務を守ってくださいという形もあり得ますから、そういうことも含めて検討していただきたいということです。やっぱり自主的な検討がしたいわけです。そういうことです。他に、どうぞ。
- 小牧委員：1ページ目に、この一覽表なんですけれども。⑥北星会・聖パウロの2団体に対して発行した町長公印を押して出した文書ということなんですけど、出てきた文書がパウロさんだけが出てきたかなと思ったんですけど、北星会さんの方にはそういう文書は出されていないということなんですか。
- 富野委員長：どうでしょう。
- 長島課長：はい。いえ、出ておったというように思いますと言いますか、出ておったようなんですけども。資料としての提供については、原課の判断で、こちらの野田川地域のということなので、こちらの野

田川地域に該当する団体さんの資料ということで、提出があったというふうに思っているんですけど。

- 富野委員長：いかがですか。
- 小牧委員：いや、この前はですね、4名の方に来ていただいて、そしてその中でお話を受けました時にはこの2団体の固有名詞が出てたわけですね。それは、この野田川の地域の公共施設に関するところで、そういう文書が出るとんだろうということでしたので、私はこれを出すべきだというふうに思いましたのは、それに関連をしているからだというふうに思ったんですけど、それは、この前、団体さんが言われたことは、事実と異なっているということなんですか、ということがちょっと確認をおきたい。この北星会さん自体が、この野田川地域の公共施設の関係には一切関与されていない。そしたら2団体、先ほど課長が言われた2団体っていうのは、このパウロ以外にも一つあるのかなというふうに思うんですけど、それ自体も今回出てきておりませんので、そういったところはどうかかなあというふうに思うわけですけど、いかがでしょうか。
- 長島課長：はい、そうですね。私の説明でいくと2団体というふうに言っておりながら出てるのは1団体、片や関係ないのであれば、またもう1団体あるのかなみたいな捉え方になりますね。おっしゃる通りでして、そこら辺は、原課の方でも判断をしたところがありますので、そこは全体で2団体に出示されたというふうに私も理解しておりますので、そこは逆にその2団体に出示された資料をきっちり出していただくというような形で、追加で資料を、原課の方にも申したいというか、そういうふうにお伝えしながら、伝えながら、資料の追加をということにしたい。
- 富野委員長：そうですね。小牧さんのご意見の趣旨はね、要するに、今回のそのこども園について、野田川に直接関係があるのはそこだけかもしれないけども、一緒に出したんだったらその全体がわからないと見えないうじゃないかってことだと思います。そういう趣旨でよろしいですね。ですから、そういう趣旨だということをお伝えしていただいて、原課の方も対応していただければということなんです。
- 長島課長：はい、また原課の方に伝えますし、またそこでどういう資料になるかはまたちょっと判断が私の方でできませんけども、はい。
- 富野委員長：はい、お伝えください。よろしいですか、それで。はい。
- 小牧委員：それからね、先ほどの不開示ということがあったんですけど。今回、議事録なんかを見させていただいておりましたら、黒で塗りつぶした状態が出てきているということもあるんですけど、それはそれでちょっと理解できる部分もあるんです。逆に言いましたら、この不開示ということはどういう、根拠があまり明確じゃないように思うんですけど、あまり固有名詞が出てるんであれば、のり弁状態で出していただいて、そこを口頭で説明していただくなり、そういうことで理解ができるのかなあ、事実確認ができるのかなあというふうに思いますので、そこはあえて再度お願いしておきたいというふうに思います。それからもう一つ、企画財政の方から出していただいた整備計画ですけれども、すでに配布済みということで、事業の財源を示したものがああるんですけど、ちょうど当時の議会の資料を見ておりましたら、子育て教育施設等まちづくり再編整備計画（案）というのがございまして、平成29年10月2日に与謝野町と与謝野町教育委員会が鑑をつけて出した27ページにも及ぶデータがあったんですけど、それにですね、なぜその、今現在の場所ですね、に設置をしようかという根拠を示した内容が書いてあるんですね。それも私も改めてちょっと見直しながら、根拠がありましたので、そこもしっかりと精査しておく必要があるかなあというふうにちょっと思いましたので、改めてその資料は出していただいたらなあというふうに思います。
- 富野委員長：はい。今回の計画は、説明の部分と根拠の部分の両方があります。根拠については、今までも議論になったと思うんですけど、まちづくりとの関係がどうもよく見えてこないという議論がありました。そういうことも含めて、今ご指摘あったように、資料としてもし皆さんがよろしければ、その根拠となるものを出していただくということは当然ありだと思いますので、いかがでしょうか。
- 浦島委員：質問ですけど、僕らの手元には無いよね。ここにある平成29年10月の財政見通しですよ。これよりも、いろいろ説明が詳しく書いてある文書が当時出ているということですか。
- 小牧委員：これは議会の資料でございまして、多分議会が終わった後には、一定配布されたのかなあというふうには思っているんですけど。その中に、岩滝地域はどのように再編をしていくとか、或いは野田川地域はどういうふうにしていくとか、加悦地域はどうするとか、そのタイムスケジュール。そして、小学校もひっくるめてなんですけども、そういうものが計画をされておりまして、そしてさらに、子どもさんが0歳から15歳がどう推移をしていくのか。それから、今現在進んでおります加悦地域の認定こども園における特別養護老人ホーム与謝の園の移転の伴走の支援の計画であるとか、そういったものもかなり詳細に。これは企画財政課と教育委員会の両方で協議されたんだと思うんです

けども、そういったものが資料として出てきてます。特に建設計画における整備費用でありますとか、その場所の選定、特に加悦地域はもう図面までついておりましたし、野田川地域については、野田川地域こども園の整備用地を、中央公民館・野田川図書館・野田川体育館・学校給食センター用地とする理由ということで、そういうものがついておりますので、それらも、一定この審議の参考資料として、きっちりと把握しておく必要があるかなというふうに思いましたので、あえて資料請求をさせていただきたいと思います。

- 富野委員長：二十何ページあるっていうのは結構ですけども、部分的にはまずいですか。
- 小牧委員：部分的には24ページだけでいいと思います。
- 富野委員長：24ページ。じゃあそういうことで、もしよろしければ、委員の皆さんのあんまり負担になってもいけませんので、事務局ももちろん負担がありますから、できるだけ省略してっていうことであれば、どうでしょうか。今の小牧さんの、わかりますか？
- 長島課長：はい、私もわかりますので、そちらは用意させていただきます。
- 富野委員長：はい。特にいらないという部分でなければ、お願いしたいと思います。はい。他いかがでしょうか。読み込む方も大変ですけどね。
- 長島課長：いえ、第1版のこの資料ができましたので、次の追加はそんなにボリュームがございませんので、大丈夫でございます。できるだけ早くお配りをさせていただきたいと思います。
- 富野委員長：ありがとうございます。よろしくお願ひします。資料の過不足、その程度でよろしいでしょうか。また江原さんのお話でもありましたので、議論の中でどうしてもこれがというものが出てくればその段階で改めて。ではこの辺りでこの資料については、この程度で打ち切らしていただきたいと思います。それで4番目議題の質疑事項の整理ということでございます。ここで。私はいつも休憩を忘れてしまうのですが、30分まで休憩を取らせていただきたいと思います。少し質問事項ということで頭を整理し直していただいて、質疑に入っていくきたいと思います。それでよろしいでしょうか。はい。それじゃそういうことで、お願ひします。

(休憩)

#### (2. (4) 質疑事項の整理)

- 富野委員長：時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。本日のメインの議題でございますけれども、第5回委員会における質疑事項の整理というところに入っていくしたいと思います。これは皆さんに、ランダムに出していただくことも一つのやり方です。または、大体こういうような項目について、どうでしょうかということで、私の方から項目そのものの大枠を出させていただいて、その大枠について皆さんにご意見をいただいた上で、順次、進めていくということもありかと思えます。もしよろしければ、私の方からまず大枠の案を出させていただくことでいかがでしょうか。では、私の方から案を出させていただいて、その内容を決めていきたいと思います。この資料を読まさせていただいて、すでに、施設のあり方とか、それから議論の進め方とか、或いは町と議会と地域の皆さんの関係とかについて、相当程度整理されているところはあると思います。そういうことを踏まえて、第三者委員会があえて設置されているということでございます。今までのお話を迎らせていただくと、町の方も、町長さんのご意見の内容を踏まえると、地域の皆さんの意見を踏まえて最終的に進めていきたいということをはっきりと言われています。ただ具体的には、財政計画とか、今後の施設のあり方とか、それぞれの施設の老朽化とか様々な要素もあって、今の計画を基本的には進めていきたいと、他方ではお話されてますので、これは多分、次回の委員会でも、そういうお話があると思います。ただそれに関して、私びっくりしたんですけど。町と地域の皆さんとのお話の中で、立看板の問題がありましたね。あれ、こんなに気を使ってらっしゃるのかと思ったんですけども。要するにこの委員会が始まるまでに、看板は地域の方々にもし理解していただけるんだったら撤去していただけないかと、こういうような話がありましたね。それに対して、地域の方々からは、いや、やっぱりどういう方向で話が進むのか、第三者委員会でのどのような結論が出るのか、そういうことを踏まえて地域としては対応を考えていかせてほしいんだと、こういう意見がありました。そういうことを踏まえますと、やはり町民の皆様は、町と一緒に町づくりをやっていきたいという意志は十分お持ちいただけれども、今までのやり方だと言われても困る、それを変えて欲しいんだということが非常にあると思いますね。そういう意味で考えますと、この委員会の議論はいくつかセッティングが必要になると思います。一つはですね、計画そのものについての説明には町に欠けてるものがあるんじゃないかと思っています。これは地域の方々もそういうふうにおっしゃっていますが、財政計画、施設計画としての説明はありますけれども、まちづくり計画が説明されていないので、この地域の将来どうなるかと、どうしたいの



かってことについて、十分説明がないということがあるのではないのでしょうか。そのことがありますので、大枠の質問の第1項目として、総合計画との整合性について、町がどういうふうに考え、具体的にどういう説明されるのかということがこの委員会としての設問としてありえるのではないかと思います。総合計画と、今進められてる施設整備計画との関係を明確にさせていただきたいということです。これが1点目です。それから二つ目はですね、それを踏まえた上で、施設の取り扱いについて、すでに計画が策定されておりますが、これについては先ほど、小牧さんからもあったんですけども、その根拠は、老朽化してるとか使い勝手など様々な要素については結構説明がありますけれども、地域の人たちの思いや、地域の歴史そして地域で培ってきたものと施設の関係ですね、この視点が基本的に欠けていると思います。その辺りについて、町はどう説明されるのかということです。この視点はやはり必要かと思えます。というのは、この説明の内容によっては、地元の方がおっしゃっている代替案、例えばABCとかおっしゃってましたね。ああいうものについて、この委員会が言及する可能性があるかもしれません。そういうことで、やはり、町の方の施設計画、あるいは財政計画、それと、この地域の地域づくり、まちづくりですね。あるいは地域の歴史や、地域の方々の活動をどうやってそれに活かしていくのか、あるいはどうやって発展させていこうということについての質問が、当然あって然るべきではないかなと思います。三つ目はですね、これはもう大体結論が出てると思いますが、計画の進め方です。これはかなり地域の方々の批判が集中しているところです。これについては町の方も、皆さんのご意見を改めて踏まえて、それから説明を十分させていただきたいということが出てますので、これに対して第三者委員会として、言うことができるかどうかはわかりません。ただ実際的に、そういうふうに言われてることを具体的にどう進めるかについては、この第三者委員会が終わった後、具体的に進めていくことにかかわることですので、それについて、具体的な町の姿勢、進め方についての考え方、こういうものを聞かせていただいてもいいかなと思います。それから四つ目が、これはもう我々直接的に立ち入ることが難しいんですが、町の財政計画です。合併後の町の財政のあり方ですが、現状は危機的な状況にあることは、多分、この地域の皆さん、町民全体の皆さんにも共有されていると思います。そういうことが非常に大きな要素になっているために、町も一生懸命頑張っており、町民の皆さんも、そこはわかるし何とかしたいということになっているわけです。そうなってくると、その財政計画はどこまでその通りやらなきゃいけないものなのか、組み替えとか年度の調整とか、そういうことはどこまでできるものかということについて、我々は直接データを持ってはおりません。いただいているのは財政計画、財政収支の見通しだけです。そういう財政問題について、第三者委員会として、やはりこれが固定的な前提であっては動けないという部分もあるわけです。ですから、これについては少し詳しく聞かさせていただくということはあると思います。それから最後の質問項目ですが、これは確認になると思いますが、町にとってはこの委員会にどこまでを期待しているかということです。すでに資料でいただいている内容でわかるものがありますが、こういうことでよしいですねという確認をとりたくて、私は思っています。というのは、この委員会がどこまで読み込むのか、具体的なところはどこまで言っていくのかということは、別に青天井じゃないと思うんです。現計画の可否についての結論を端的に出して終わります、で済むような委員会はないと私は理解しましたので、そういう意味で、町の第三者委員会に対する基本的な考え方を再確認させていただくということです。私委員長としても再度確認させていただきたいですし、皆さんからもこの委員会で何をやるのかという議論が再三ありましたので、そこは改めて町長さんに確認を取ってもいいのかなと思います。大体大枠としてはそんな質問項目になるのかなと思っています。この大枠の中で、例えば、皆さんがよく議論されているように、この地域はハザードマップで大丈夫なのかとかですね、そういうこともございましたので、そういうところも含めて、質問をまとめていくこともあるかと思えます。最後に議論としては難しいところがあると思っています。今まで議論されていない部分なのですが、この計画を進めるにあたって地域の力をどうやって引き出していったらいいのか、地域の方々の持っているこれだけ大きな力をどうやって、この計画を良くしていくために活用できるのかという点です。この地域の施設や、皆さんの活動や様々な経験などをどうやって引き出していくのが非常に重要なことだと思います。町は決めたものを、これは良いよ、これは悪いよというだけではなく、地域社会としても、自分たちも、こういう意見を言う以上は、自分たちはここまでやります、やってもいいですということについての議論があっても良いのではないのでしょうか。このようなことは、この委員会で一方的に結論を出すものではありません。ただし、こういうやり方もありうるのではないですかという提案の在りうると思っています。これは町に対する質問事項ではありませんが、質問事項をまとめていく過程で、地域の方々の力はどういうふうにそこに効いてくる

のかということ、私たちは頭の中に置きながら、この質問をまとめていくということは、必要なのではないかと私は思います。私が考えたのは大体そんなところですけども、多分、これだけでいいとは言えないと思いますので、皆さんのご意見を聞かせていただければと思います。いかがでしょうか。いきなりなことなので、意見が出しにくいでしょうが、とりあえず議論を始めちゃいましょう。途中で、これもあるよねということがありましたら、それも含めるということで。一番やりやすそうなどころからでしょうか。まず総合計画との整合性ですね。これについて、どういう質問事項にするかどうか。するとしたらどういう質問事項が良いのかということについて、ご意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 浦島委員：いくつかのまとめをしたんですけど。当初から、そしてこの文章をもう1回改めて見て、正確に丁寧に読み切ったとは思いませんけども、思ったのは、一番最初にやっぱり住民と町との矛盾が起きてきているというのを感じているんですよ。それは計画を実施するにあたっての、町の基本的なスタンス。住民の声をどうするのかという立場が全然ない説明会がスタートしているんです。なんでそんなに強硬な説明の仕方をしているのか、ほとんど議会でも議論がされずにいるのに、そういうものであるにも関わらず、突然説明会があって、それで提案するでしょ。その提案した後のその発言がすごいですよね。これはもう決まったことだから、もうこれでやってもらいます、というようなのが基本的なスタンスで、いくつも、たくさんの住民の側からの具体的な提案がありましたけども、それを聞くというような質疑応答には全くなっていない。なんで僕は、町がここまで頑なな態度できたのかというのが、どうも明らかになっていない。資料を見てても、何でこんな強い言い方をしなきゃいけないのかと言うのが見えてこないんですよ。だから、これはこれから進める場合の基本的なスタンスになるんですけど、どういうふうに住民の声を実現していくのかという、知恵をお互いに働かしていけるのか、ある意味重要なポイントがそこにはあるというふうに思うんで、そういうのが、町長がどういうふうに考えるかというのが一つ思ったことです。それから二つ目で。
- 富野委員長：すみません、ちょっと今の質問事項を少し短くまとめたいと思いますけれども。まず、計画自体の進め方について、町民の皆さんと町が、どのように、最初のところから改めて議論し直すかということ。それをきちっと、町民の皆さんの意見を踏まえて、計画を進める上で直していくのかと。そういうことについての町サイドの意見がいただきたいと。こういうことでよろしいですか。はい、次をどうぞ。
- 浦島委員：ずっと文章を読んでも、この第三者委員会の役割が、結構いろんなところで議論されてますよね。そこまでこっちが時間をかけていくかどうか、途中でも議論がありましたけども。総合的な、前から僕言ってますけど、町の総合的なプラン、見通しというか、まちづくりの計画、基本的な問題がやっぱりどうしても関わざるを得ない。そこまで本当に、どこまで僕らがやるのかっていうのが、今の時点でもまだ見えてこない。だけでも議論をしても、そういう議論がずっと出てくるんですよ。一つ一つと。中央公民館の役割は何なのかとか、それはこれで変わるということも出てくるんだけど、本当にいいのか、全くあまり吟味されないまま議論が進んでいる。そういう意味で言うと、やっぱり第三者委員会に与えられた役割が、改めてになるんですけど、町長としては、或いはこの間の請願者との議論の中での、第三者委員会の位置付けと言いますか、これやってもらったらいいいとか、そういうような議論が出てきています。或いは議会もそうですね。そのあたり、ここはやるべき役割というのが、改めて確認をしていく必要があるのかなということを感じました。
- 富野委員長：はい、ありがとうございます。今のご意見は二つあったと思うんですけども、まちづくりの基本的なところについて、この第三者委員会はどう関わるのかという問題ですね。具体的に、この委員会をどうするのかということですけども。私、前々から申し上げてますけども、まちづくりの基本は総合計画ですよ。総合計画に則って、それぞれの、健康づくり計画とかですね、或いはこういう施設整備計画、そういうものがあるわけです。だから、我々はその総合計画をどうこうするというのではなくて、町の方は、この施設整備計画を出してきた時に、総合計画とどういような関連性で、その繋がりのもとに提案してきたのかということを説明をしていただくということになりますね。で、その説明が十分かどうか、足りてるのか、足りてないところがあるのかを検証することが必要になります。それについては、地元の方々はそういうふうな説明を受けてないというご意見が大変多かったですから、今浦島さんのおっしゃったことを改めて説明していただくということになりますね。今回の施設整備計画ですが、それは野田川地域だけに限っても良いんですが、それと総合計画の関係を改めて明確に説明して欲しいといういうことが1点じゃないかと思えます。ということは逆に言うと総合計画自体までいじるということは我々の役割ではないという前提のもとで、そういう質

間をさせていただくということによろしいかなと思うんですけども。それはそれでよろしいですか。どうでしょう。はいどうぞ。

- 小牧委員：前回もちょっとお話しさせていただいたんですけど、総合計画自体の位置付けっていうのが、この町にとって、どのように位置付けをされてるかということが、はっきりと示されていないと言いますか、条例で制定されていないんですね。前回もお話しましたが、自治基本条例っていうものが、この町には今現在存在をしておりません。従いまして、行政運営の中では、最高的な、最高位の計画ですよと言うふうにはおっしゃるんですけども、それが条例で定められて位置づけされた計画という位置付けにはなっていないものですから、町民の皆さん方が、そんな勝手に作ったもんだよというようなことにもなりかねませんし、そしてさらに町民の方々が、どのように参画をしていったら良いのか、まちづくりに対してどのように参画をしていったら良いのかっていう定義づけすらも、まだされていないっていうのが現実なんですね。私も議員をさせていただいた中で、非常に思いましたのは、何かを実施される町の行政運営、行政が事業を施行される時に、まず区長会に説明をされるんですね。区長会に説明をされて、区長さんの了解を得るということは、地域住民の方々のそれで了解を受けましたと。それをもって議会の方に説明されるわけですので、議会としては、議会の議員の方々をかばう訳ではないですけども、地域が了解してるのであれば、それでいいんじゃないかっていうような、それ以上のことは言えないよっていうような、そういう意識を私も結構常に持ったんですね。それって、議員が調べたり、調査をしたり、それから議員として判断しなければいけないっていう、そういう行為をそがれるっていいですか、そういう行政運営がなされてきたのかなというふうに。まあその辺も、この総合計画もそうですけども、自治基本条例があって、それでその一貫した流れの中で、総合計画があり、それから施設等の実施計画があるっていうのが、本来あるべき姿かなというふうに思うんですけど、その辺についても、そういうことをやるのか、されようと思っはおられるのか、いや、あくまでも、与謝野町のトップの政策というのは総合計画だと言われるのか、その辺についても質疑してみたいなというふうに思います。
- 富野委員長：なるほど。総合計画はですね、おっしゃった通り今では法律で決まって作らなきゃいけないというものではないですよ。だから条例で制定を義務づけるか、或いはおっしゃった自治基本条例ですね。その中に、総合計画を位置づけて作るということが基本的には必要なものなんです。ただ、本町の場合私よくわかりませんが、総合計画を策定するために総合計画審議会があります。総合計画審議会では、当然、その審議結果を議会で報告して、議会在総合計画を議決してはずなんです。そうですから、例え条例で決まっていなくても、二元代表制の代表機関である議会在議決した。ものですから非常に重いものなんです。そういうことで、私ちょっと不思議に思ったのは、そうであれば町がそれをきちっと住民の皆さんに、広報して、理解していただいて、これでまちづくりやりましょうということで町民全体と共有しなきゃいけないものなんです。そこが多分、まだ十分ではないかもしれないって感想を持ったんですけども。そこについてはですね、どうしましょうかね。そこまで聞きますか。
- 小牧委員：そうですね。聞くかどうかは非常に…なんですけど、総合計画がこの中に資料としてあったと思うんですけど、非常に包括的な内容になってるかなというふうに思うんですけど、これのどの部分が、施設計画にありますよとか、或いはその総合計画とリンクして財政計画がこのようになってますと言うようなところについては、聞くべきじゃないかなと。
- 富野委員長：そうですね。その視点では、総合計画がベースになって、最終的にはそこで説明するという形になってますので、この町も多分そうじゃないかなと思っていたんですけど、どうもそうじゃないらしくて、ちょっとびっくりしたんです。そういう意味では、逆に質問することを通じて、改めて意識を持っていただくといいかもしれませんね。そういう点では整備計画が総合計画とリンクして説明されてないようですけど、それについてどうお考えですかと、質問していいかもしれません。どうでしょう。はい、どうぞ。
- 赤松副委員長：ちょっと私も長いお話をするんですけど。現総合計画は、何年何月に制定されて、それを議会がいつお認めになったかわかりませんか。書いてありますか。平成30年3月。そこで議会も審議したわけですね。そしたら、今その位置付けまでも掘下げなくても、いわゆる一般的な総合計画と認識して、その範囲内でお話を、いわゆる整合性とかを持っていったらいいので、いわゆる総合計画審議会のいわゆる位置付けとか、それをどう捉えるか、そんなことは僕は必要ないと思うんです。一般的ないわゆる、町の基本的な知恵という意味で取り上げたらいいんじゃないかなと思うんですけども。

- 富野委員長：当然のことですけれども、地域の皆さんが説明を受けるときに、根拠は何ですかということもあるわけですね。それは単に財政が厳しいとか、施設が老朽化してるとか、合併して無駄になったとか、それだけじゃなくて、それを判断する基準は何によってということがあるので、それは総合計画がこういうふうになってましてという説明がないと、住民の皆さんも理解しにくいと思うんですね。だから逆に、今の総合計画を知っていただいて、総合計画をまちづくりに活用することを皆さんに理解していただく非常にいいチャンスだと私は思います。そういう意味で、総合計画との関係について質問をしてみたらと思います。いかがでしょうか。傍聴者の方もぜひ沢山来ていただきたいです。いいですか、はい。他にいかがでしょうか。はいどうぞ。
- 岡田委員：今議論されてます、この総合計画。30年頃に作られた。この基本計画も一緒ですね。これの中身を見てみますと、例えば野田川の小学校は統合されるにあたって、市場小学校も老朽化しておるといだけることが書いてあるだけです。そしたら、場所は現在のところにするのか。5年先、10年先に野田川の小学校を統合すると、それからその時にはどこにどうすると。なら、5年後には、その場所の設定も計画して町民に知らせるとか、そういった現実的な、そして財政はそれに伴ってどうなのかという、そういう現実的な5年計画、10年計画というのが見えてこない。この総合計画はあっても、これは老朽化しているから建て直しが必要だというような文章だけで終わるとるわけですね。総合計画というのはそれでもいいと思うんですけども、やっぱり実施計画、前にも赤松委員も言われましたけども、その実施される計画というのが見えてこない。それで、全て見えなくても良いんですけども、大まかに5年後10年後はここにこういうふうになるということが見えるような政策がしていただきたいというふうに思うんですけども。
- 富野委員長：ありがとうございます、まさにそうですね。今総合計画について私言いましたけども、総合計画っていうのは、10年単位の町全体の方向性を決める計画と、基本計画と言いまして、重点項目として、こういうことをこういうふうに進めていきたいという基本計画、そして実施計画ですね、大体3年単位ぐらいの具体的にこうこうしたいと、こういう方向で進めたいと、こういうやり方で進めたいという、3段階になってございます。ですから私が言ったのは、全体の理念だけではなくて、その実施計画のレベルできちっとこういうことで繋がってるんですよと説明するっていうことはすごく大事じゃないかなという意味で申し上げたわけです。理念を説明して欲しいというのは、理念がバックにあって、実際に実施計画を立ててますということを説明していただきたいと、そういう意味なんですね、そういう意味でよろしいですか。はい、どうぞ。
- 赤松副委員長：その総合計画と町の整合性があるかないかというお話でしたけども、基本的には整合性がないことは言われてないです町は。町は整合性のあることをおっしゃっていて、このいわゆる、平成28年ですか、ここで与謝野町の公共施設等総合管理計画、基本計画を作っておられます。これにも則った通りのことをやっておられますので、基本的に総合計画に整合性があるかないかというような問題とは、私は角度が違うと思いますけども、それもそういう点を一つ研究してみたいというのか、まちづくりの原点は総合計画なんだという意味での、町に対する質問ならそれはそれで意味がわかりますけど、そんなにそれが今回の我々が与えられた、いわゆる使命とそんなに大きな、いわゆるそこを追求しなければならぬ程の問題では、基本的に私は無いと思いますけども、それは委員の皆さんが考えで総合計画と今回の整合性があるかないのか。私は、この今までの資料を読む限り、全く違うことをしていない。町の発表に対してはそんなに、この場所は別ですよ。いわゆる基本的な考え方としては、大きく外れてはいない。ここに書いてある通りのことに基づいてやっていると。ただその中に心があるとか、まちづくりの精神があるとか、住民の意見はどうなってるかとか、そういうことになりますと、ちょっとコンセプトが変わってきますけども、この文章化してあるものと、現実のものとのいわゆる大きな隔たりは私は感じませんので、その点については、またちょっと違う角度から検討していただきたいなというふうに思うんですけど。
- 富野委員長：はい、ありがとうございます。総合計画がなぜ問題になるかということ、総合計画の中に柱があります。財政をどうするかですね、大きな柱がありますね。合併に伴って整備等しなければいけないがどうするかとか。ただそれはですね、総合計画全体に対応したものでないといけないんです。その分野だけで書いてあるからそれであればいいというものではなくて、まさに地域の方々が心配されているように、まさに総合計画のなかで市民による町民によるまちづくりってことが書いてあるわけですが、私たちの意見を聞くことをちゃんとやってるんですかというところを問い掛けているってことなんですね。今の施設整備計画は、町の財政計画とか、合併後の様々な公共施設の整理統合、そういうことについて書いてある総合的計画に、部分的にはもちろんフィットしているはずですよ。

ただし、総合計画全体の町と住民の皆さんとの関係のあり方については、まさに今衝突しているわけです。そういうことで、総合計画に関する議論を抜かしていくのはなかなか厳しいかなという感じがしたんですけどね。

- 赤松副委員長：私と委員長とでやりあってもしょうがないんですけども。その言われていることはよくわかるんですが、基本的に町の総合計画の中には、皆さんの意見を聞きますと、町民憲章でもそうですね。皆さんと一緒に作りましょうと。これは基本的な、まちづくりの原点です。一部のものが作るのではないと。みんなの意見を出し合って、そこから何かを育んでいこうと。これは原点ですから、それは僕は総合計画の心と思ってます。ところが今問題になっているのは、町民がここ丸2年間約3年間、いくら色んな事情を話して、今の予定地では不適合だと、その理由はこれこれこれこれだと。それも全然聞き入れられないから、立て看板立ててやっておられる。それでも議会の方も、このようなここに資料のあるような結論を出された。もう思い余って、結局は議場の中で、議員提案の中で町長がこういった会議を持って、ここにゆだねられたというのであって、基本的には住民の意見でいくらお願いしても聞き入れられないと。だから、それはいわゆるなぜなんだと。ここが問題であって、今いわゆる地域住民の力を引き出すとかね、その地域住民の役割分担とか、それは美しいことはたくさんありますけども、要は地域の今住民は一生懸命自分たちの主張をして、まちづくりの原点を訴えているわけですよ。スポーツのいわゆる野田川にあるスポーツのチームにしても、そういったことをいくら訴えても、いわゆる身を結ばないから、こういうこと言ってるんであって。総合計画とのなんていうものは、はっきり言って一般の方には馴染みの薄い、いわゆる浸透していない。一部の人だけが、そういうものがあるということであって、そこにその計画と整合性があるのかなんていう論点を持っていることは、僕はいささかちょっと、この委員会の仕事としてどうなのかなと、今聞いていまして疑問を感じたわけです。以上です。
- 富野委員長：町民の方にそれを求めているわけではないんですよ。行政はそれをちゃんとやってるんですかっていうことが聞きたいということなんです。
- 赤松副委員長：だから行政ができないから、こういうことになってるんです。
- 富野委員長：行政はね、第三者委員会として指摘するってことが私は大事じゃないかと思ってます。なぜかと言うと、行政自らが第三者委員会をセットしたわけです。ってことは、そこで色々なことを検討して欲しい。意見があつたらちゃんと出して欲しいと言っているわけです。だから、まさに第三者委員会としてそのところはどうかと、ちゃんとやってるんですかということを知ることが、私はそこが重要なことだと思うんですね。はいどうぞ。
- 小牧委員：はい、この総合計画を皆さん見られたと思うんですけど、ここには、まず目指す未来像ということで、「人・自然・伝統 与謝野が織りなす新たな未来」ということが定義づけられておまして、その分野が1分野から7分野に分かれているわけですけど、その分野7のところ「住民が主人公となる町」というのを定義してるわけです。で、今回、住民が本当に主人公だったのかどうかというところっていうのは、行政として、それをないがしろにしながらやってしまったんじゃないかっていうことは、チェックしなければならない事項かなというふうに思いますし、例えば、分野5で「魅力ある教育が活力ある地域や人をつくるまち」という分野もあるんですけど、その中には「生涯スポーツ社会の実現」という施策の中に挙がってるわけですけど、そこに社会体育施設の適正管理、適正配置の推進と、ここから、いわゆる公共施設の統廃合の実施計画が枝分かれしてきている。こういう位置付けになってきているということを、我々もちょっと熟知しておかないと、何を基にして、ただ町長が言ったからできるんだとか、そういうことではないので、そこはしっかりと認識をしながら確認をして、行政側は何ができていなかったから、こう紛争になってしまったのかということ、しっかりと見つめる必要もありますし、その紛争になった経緯と言うか、手続き論がまずなかったのか、それとも実施される内容自体が本当に悪いものなのか、というのはまた別の問題だと思うんですね。そこも整理整頓しておかないと、だからこそ総合計画から枝葉が分かれて行った後に、実施計画に至って、その実施計画の最終、財政の計画、細かい財政計画まで落とし込んで実際はされておりますので、そこまでを確認する必要があるかなというふうには私も思いました。
- 富野委員長：はいどうぞ。
- 白須委員：この資料を見させていただいて改めて、この総合計画を作られた時間とエネルギーですね、すごい膨大なエネルギーと時間をかけられてるようですよ。ところが、これ見たら、本当これ、町の理念ですね要するに。今まで私たち理念が見えない見えないと言ってきたんだけど、ちゃんと理念はあるんですね、作られてるちゃんと。だけど問題は、一番難しいのは理念をどう具体化するかとい

うところが、本当に難しいところなんですね。どう実践するかという問題が。だけどその部分が一番欠けてる。切れてしまってる部分じゃないかなと思うんですね。理念はあるんだけど、けども具体的に現実とは繋がってへんと。だから例えば、この中見てみましたらね、元気な心と体づくりの推進のところになるかね、こういうふうに書いてあるんですよ。健康貯金を目的としたコミュニティづくりの推進とかね。それから、気軽に運動できる場の維持、整備。謳ってありますよ、ちゃんと。まさにこの理念からすればね、盛んに体育館が行くなんてことは、まさに繋がってる、理念に合致してる話ですよハッキリ言ったらね。これを削るなんていうのが、はっきり言ってこの理念とどう合致するのかという話になってくるわけですね。或いはまた、分野7ですか、住民が主人公となるまちづくりという理念の中では、一人一人の住民が繋がっていくことの大事がここには謳ってあります。だから、本当に住民が主人公になったまちづくりを作っていこうということがこの理念の中に謳ってあるんですね。だからこの間の経過をずっとたどったら、そこと合致しないことがいっぱい出てきてる。この経過の中で。だから僕たちは、理念は絵にかいた餅にしてしまうのか、やっぱりそれをどう具体化するのか、町の中に浸透させていくかということ、やっぱり行政は先頭に立たなきゃならないし、こういう度々ね、こういう機会の中で、理念も含めた論議を積み重ねていくということがすごく大事だし、そういう意味ではこの検討委員会というのは、ここにある理念と現実をどう繋げていくのかという非常に大きな役割があるだろうし、だからそういう努力をね、やっぱり町長を始めとして、こんな膨大なエネルギーと時間をかけたものをね、本当にもったいないです。関わられている方がたくさんあります。江原さんも入っておられますね、この中に入っておられるし、委員長もセミナーを見てみたら入っておられますしね。本当にたくさんの時間をかけた膨大な資料ですね、将来に渡っている。その努力を本当に活かしてほしい、努力を。町・行政含めて、やっぱりしていくことがすごく大事なんやなということを思いますね。それがやっぱこの場でもあるというふうに思いますので、ぜひともそのようにやっていけたらというふうに思います。

●富野委員長：はい、ありがとうございます。実は私も町の総合計画づくりには、若干関わっております。全国どこの自治体でもそうなんですけども、総合計画を策定して、それを、現実の様々な事業や予算に反映させていくときには制約がたくさんあるんです。だから、行政がやりたいと思ってもできないこともあるし、不十分なこともあるのは当たり前のことなんです。むしろそれを行政だけで進めていくと思うかどうか、そこが問題なんです。やはり行政の力や予算には限界がありますから、行政の方から、こういう選択をしたんだけどこれはどうなんだろうかと、皆さんはどういうふうに考えますかと、地域の皆さんと一緒にやりながら作っていくというのは、本来総合計画の一番のエッセンスなんです。そここのところは行政に本当にやって欲しいので、そこをどう考えているかを聞きたいのです。そこはすごく大事なところだと思います。もちろん町長さんがそんなことを考えてないという意味ではありません。現実の行政の運営には様々な限界があり、町の職員の方々も、様々なことが起きているなかでそんな甘いことは言っていられない場合があることは理解しますが、しかし今回この第三者委員会をあえて作られたというのは、現地・現場の皆さんが理解できるような形で説明したり、計画の修正もしていくのかということに関する町の姿勢がまさに問題で、そここのところを少しでも繋いで、修復して、前に進むようにしたいからだと思います。そういう観点で、質問事項として、総合計画との関係を問わしていただきたいと思います。どうぞ。

●浦島委員：総合計画の話で言えば、非常に気にかかるのは、ずっと会議が書いてありますよね。その会議がどういう会議だったのか僕らはわからないので、どういうふうに、住民の意見を取り入れながら計画が、総合計画が作られたのかということが、実は見えないんですよ。例えば、ここには担当者を書いてありますよね。職員の未来会議とか名前があって、職員を中心にした会議が行われている。それから、ワーキングチームという名前や、サポーター会議。実は総合計画を作るときに、住民の声がどのように汲み上げられたり、それが具体的なものになっていく時にやられたのかというのが、正直これだけを見てもわからないんですね。もう一つは、じゃあこういうふうに来た総合計画が、30年にできたのが、どう実施していくのか、実施に当たって、これはこれからの課題になると思うんですけど、町がこれからやろうとすることを、どれだけ住民の理解を得て、今日出てきた言葉でいけば、住民の力を引き出すようなシステムを作り上げられるのか、いずれにしろ重要になってくるなというふうに感じてる。そこまでどころか、僕らの経験・体験として、この施設問題が出た時の説明会の議論の中で、どうしてもあの体験が、あそこで説明された体験がね、残ってるんですよ。本当に住民の声を聴くというサイドはあるのかないのか。そこがすごく心配で、相当僕は質問したんですけども、その総合的なまちづくりのプランから言って、この計画はこういうふうな位置付けになりますか

って質問したんですけど、実はその時に回答がなかったんですよ。本来であれば、総合計画があるのであれば、こういう意味で施設計画があるんだということで説明していけば、僕は納得ができる説明はできたと思う。残念ながらその説明がないどころか、参加者から、皆さんご覧になっていますんでいちいち細かくはいいませんけども、参加者から疑問に出たのは、こども園の設置ありきではないかという問いかけがものすごくされているんですよ。副町長がわざわざ、そうではないと説明してるんですよ。ところがその回答に対して、残念ながらその説明会に参加した人は納得していない。なぜかと言えば、この間の議論ではっきりしてるように、この施設の総合計画によれば、一番使っている場所がスパッと切られる。本来であれば、総合的なプランでこの場所は、与謝野町の重要な場所にするんだと、プランの中で位置付けがされれば、納得ができることもあったかもしれないけど、そうじゃなくてここにこども園を作るので、ここは更地にしなければいけないという議論になっちゃってるから、そこでのやっぱり住民側からの不信なり不安がやっぱりあって、なかなか進みにくい。だから僕はちょっとくどいように申し訳ないんですけども、プランが出た時のあの強引な態度は何だったんだ。先ほど赤松さんが言いましたけど、町の行政の基本は、住民の意思・思いに基づいてやるのが行政と、いいましたけれど、そこがね、残念ながらあのときできなかったのは何でだったのか。そこがすごく不信の原因になっています。だからこれからも、今言った総合計画を具体的に実施するという場合も、その点が、一定のですね、こういう点を踏まえながらやるということを明確にしていかないと、前に進みにくい。こういう問題が残っているというふうに、残念ですけど思わざるを得ない。以上です。

- 富野委員長：はい、ありがとうございました。ご意見をいただいたということですね。はい、他に質問事項について何かありますか。どうぞ。
- 赤松副委員長：そのことにこだわって時間を取るのがもったいないようで誠に申し訳ないんですけど、どうもここがポイントになっているようなんですが、私は基本は総合計画というものが、皆さんもご存知のように、誰が見てもよくわかるし、いわゆる「みんな、未来、見える」と「人、自然、伝統 与謝野で織りなす新たな未来」というふうに、いいことばかり書いてあるわけですよ、お題目は。これはもう本当に神さん仏さんが思われるようなことが、本当に良いことが書いてあります。一人一人を大切にしましょう、良い町を作りましょう、こども達を大切にしましょう、身体を動かしましょう、良いことばかり書いてあるわけです。これに、その理念に反するようなことをしようとは町は思っていないはず。ただそのいわゆる町民の意見をもっと聞く耳を思ってくださいと言う部分では、この心が生かされないのかもしれないかもしれませんが。基本的に町の方の肩を持つわけではないけど。町の方はこんなものを逸脱してまで、やろうということは僕はないと思うんですよ。ただ、だけど今のこの膠着状況では、住民の意見がなぜ聞けないんですかというところがポイントなんですよ。だからそれは総合計画に離脱とか、整合性がないからそうなっているという解釈が、ちょっと僕は個人的には違うんです。以上です。
- 富野委員長：なるほど。それはそういうところあるかもしれませんね。これには様々な意見があると思います。赤松さんもご存知の通り、行政ってものすごく制約の中で動いてるんですよ。だから、理念で動きたいけれども、動ききれないというところがあるってことだと、これは当然そうだと思います。ただ、地域の方々とか、町民の皆さんから見れば、そこを説明してもらって、納得できるものだったら納得したいというお気持ちがやっぱりあると思いますね。そういうつもりでこの委員会として質問させていただければ、別に町がこれやってないからおかしいんじゃないかという非難をする意味での質問ではないと理解していただけたらと思うんですけどね。はいどうぞ、岡田さん。
- 岡田委員：原点に戻ればですね、教育施設統合の基本的な考え方・案。このいわゆる4つの施設。これを第三者委員にどうでしょうかと言って、行政は問うてるわけですよ。何回も僕はそういうことで、手挙げさしてもらって、このことでは申し上げるとつもりなんです、このことを基本としてやっていくというのが、この第三者委員会じゃないかなというふうに委員長もおっしゃっている。
- 富野委員長：まさにそれをね、具体的にじゃあどういうふうに議論を進めたらいいのかということだと思うんですよ。それは今、この地域の皆さんと町が、なかなかうまく話が通じ合わないという状況になっていることが、非常に大きな障害になっている状況があります。だとしたら具体的にその4つの施設の問題を解決するために、話ができるような状況をどうやって作っていったらいいかということですね。施設そのものをどうしたら良いかという以前に、話が通じるようにしなきゃいかんというところがあると思うんです。私は様々な資料を読ませていただいて、相当程度、地元の皆さんは町がいろいろやってくれるかもしれないという感じを持っているのではないかと感じています。それなりに考え等を少し柔軟にしたり、少しずつ周りの意見を聞いて進めるようにするなどですね。そのよう

なことから、この第三者委員会だけが問題の解決を進めるのではなくて、むしろ第三者委員会は地域の外から見た目として、こういうふうなやり方をさせていただくと地域の皆様も町もお互い楽になるのではないかと提案することを通じて、例えば施設の問題について具体的なアイデアを出し合うとか、検討し合うということがやりやすくなるんじゃないですかという環境づくりが重要ではないかと思えます。その結果として、今おっしゃった施設の解決策が見えてくるという道筋ですね。だから、第三者委員会が最終的に結論を出さないといけないかどうかということについて、岡田委員さんの方は、当然それはやんなきゃいかんよねっというご意見ですけれど、そこまでいけるかどうか、私ちょっとあんまり自信がないのです。というのは、資料を読ませていただいたら、客観的な状況はこれだけ煮詰まってるわけです。だからむしろ、この第三者委員会が一定の方向を決めて、その通りやってくださいということまで全部言い切るのかということに関しては、今後、皆さんの意見のまとめ具合を見なければいけないと思います。岡田委員さんの意見はよくわかりました。他の方々も、もしそういうことであればこの委員会の踏み込み方をもう少し議論しないとだめだなと思います。ただ、私は今の状況ではもう少し環境を整えないと、例えばこの委員会が何か意見を出しても、それは行司が何か裁いてそれでおしまいと。そういうふうにはならないんじゃないかなという感じはしています。どうでしょうかね。

- 赤松副委員長：岡田委員の言われる意見はよく理解しています、よくわかります。結局1丁目1番地になるんですけども。基本的にこの委員会の役割ということになってくると、じゃあ代替案まで、代替案と言いますか、いわゆる何か決定するのか、それともABCとか松竹梅とかメニューを三つほど出して、この中から、行政の、町民の皆さん選んでくださいというふうな、いわゆるそういう結論的なものになるのか。いやもう、答えは一つと。いわゆる、今、請願が届いている、町に対して、議会に対して届いている、町民に対しても、今の予定地では困ると、変更してくださいと。これに対して、どうYesかNoかとか決めるのか。その辺が一つの答えだと思いますが、だからこれ結局、総合計画がどうかとか、総合計画に沿ってないとか理念だとか言い出すと、相当違う分野まで行ってしまう気がしまして、だから町の肩を持つわけでも何でもありませんけど、町がそんなに総合計画から離脱したり、整合性の無いことをしてると思っていない。むしろそれに沿った形にする場合には、町行政としてはこういう方法あるということ、言うておられるんですけども、たまたまその予定地が、地域住民とは、商工会館がある、中央公民館がある、柔道の練習場がある、体育館がある、図書館もある、非常に町民の文学的にも体育的にも、また商用的にも中心地であるがために、その場所に対して困ると言うておられることであって、町が一生懸命しようという、子どもの施設を作ろうという意欲に対しては誰もノーと言っていないんです。そこが私はポイントだと思うんですけど、この会議の一丁目一番地は。
- 富野委員長：すみません、私の資料の読み方が悪いのでしょうか、野田川の体育館を無くすことについては、地域や住民の皆さんは反対されているんじゃないですか。だから要するに、なぜそうなのかを説明して欲しいということで、もし町が本当にもう一度地域に入るのであれば、基本的に町民の地域の皆さんが納得できるようなプロセスできちっと説明して、納得できる内容で改めて進めて欲しいということだと思います。地域の皆さんが今のままでは認められないとおっしゃってるわけですから、でもそこはやっぱり一番大きな暗礁なんですよ。やっぱりお互い話しが通じ合わない。
- 赤松副委員長：町にもう一度と言いますか、説明をしていただくのは、この我々委員にさせていただくわけですか。
- 富野委員長：いえいえ、説明は次回の委員会で我々が受けます。なぜそういう計画を、今質問事項に入れてありますから。その上で、町はどうするんですかってことについて、第三者委員会として、もしこういうふうにしたらどうですかという提案があれば、それはこの委員会の報告としてもですね、出さなきゃいけないと思います。
- 赤松副委員長：じゃあ我々は、最終的にどんな答申を、いわゆる町の説明を聞いた上で、またもう一度考えて、この委員会としての方向性というのは、段階があって出すという、そういう方向ですね。
- 富野委員長：今の質問事項の大枠をね、これでどうでしょうかって言ったのは、いくつかの段階があるんです。要するに、町が今まで説明会を地域に対してやってこられた対応がありますね。それを改めて検証して、この委員会として、もし町にこれはやらなきゃいけないんじゃないかと、これをやらないと、やっぱり地域の方は本当に真剣になって聞く気にならないでしょうと、そういうことがあれば、まずそこを指摘しなきゃいけないと思うんですね。その説明の仕方や地域に対する対応の仕方を変える必要があるならば、この委員会としてまず、その段階についての意見を出すということは一つ



あります。その次にですね、じゃあそれだけで終わりかという、そうじゃないですよ。実際解決をどうするんだってことを求められていますから。つまり、議論の仕方や説明の仕方についてだけ、ここに求められているのではないんですよ、この委員会は。その前段として我々がこういう議論の仕方や説明の仕方じゃまずいんじゃないですかということで、必要があればやっぱり言ってかなきゃいけない。これは委員会として第一段階ですよ。その上で、じゃあどういような解決策を、この委員会が提示できるんですかと。或いはどこのレベルだったら提示できますかということなんですよ。そのことについて言うならば、この大枠の中でね、各施設の取り扱いをどうすんですかと。例えば体育館をどうするんですか。それはやっぱりやんなきゃいけないんですよ。

- 赤松副委員長：体育館をどうするんですかと聞くわけですか。我々が考えるわけですか。
- 富野委員長：私たちは地元の皆さんの意見も聞いてきました。今回、町の考えも聞いていくわけですね。その両方を踏まえて、この委員会として、この問題になっている各施設のあり方、まちづくりや地域の皆さんの活力をどうやって活かしていくかとかですね、あるいは、本当にこう町全体の発展の方向での施設のあり方と、財政的なことが完全にはわかりませんが、こういうふうな工夫の仕方もあるんじゃないかと。そういうこともあり得ますよと。それについて、やっぱり一定程度意見をこの委員会として、まとめることが必要と思います。そうしないと町も進められないわけですよ。この委員会が出した案について、町が受け止めていただいて、それをどこまで取り入れるかはわかりません。でも、それを踏まえて、第三者委員会のこの部分を踏まえて、こういうふうにさせていただきたいという説明を地域にさせていただくようなことは、我々にとって必要なことだと思っております。本論はそこだと思うんですね。それをできれば今年中は無理でも、今年度中にはまとめたいたいというペースだと思いますね。どうでしょうか。
- 小牧委員：先ほどの総合計画の話からこの展開をしようと思うんですけど、総合計画そのものが30年3月のギリギリの段階といいますか、選挙に入るタイミングの前の議会で可決承認されたという経緯がございまして、この総合計画の中の、先ほど白須委員がおっしゃってた、関連付けたいろんな理念的な部分、いわゆる全体像みたいなところがあるんですけど、その全体像の中から、今度はこの公共施設の基本計画であったり実施計画。以前の基本計画というのはこの30年3月に承認されたよりも一つ前の5年前の総合計画に基づいたものですので、今回のこの出されてきた公共施設の実施計画の3月に出された、これは議会承認はされていないということですので、それが総合計画に基づいたものって言うと、ちょっと整合性ないんじゃないかなと私は思ってるんですね。っていうのは、3月にその総合計画が承認をされるのは確認したんですけど、それ以後に実施計画そのものが議会で承認をされていないということですので、それよりも前から作成をされ作られていたかなというふうに思いますので、そういったところでは、時系列で見ると、そこはどうかかなって確認はしたいなっていうふうに思うんですね。それはなぜ確認がしたいかと言うと、その実施計画の中にはもうすでに、野田川地域の認定こども園の場所が、その場所を候補地としますっていうことを、きちっと明記されているんですね。となると、私たちがこの委員会に委嘱の設置要綱を見ますと、事務所掌が所掌事務の中では、与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）に基づくという大前提のもとに、委員として、委嘱をされているということがありますので、そうするとこの総合計画等実施計画、これらがどのような展開で町民の皆さん方に説明をされて、そして議会が求めて行かれたのか。先ほど私ちょっと要求をさせていただいた資料なんですけど、それについては、平成29年なんですよ。平成29年の10月には、その資料が議会の中では出されていた。その出されていた中に、この場所を認定こども園の位置付けだということで検討がなされていたと。こういう事実がありますので、その事実の認否確認をさせていただいて、それに基づきながら、この実施計画が策定をされてきたというようなことで、そういったところを詰めて詰めて行った結果、手続き的にどこが行政として、怠っていたのかどうかというところを、確認する必要があるかなというふうに思うんですね。それが多分、私の推測ですけど、町民の皆さん方に少しも説明がされていないというふうに思っております、説明責任がきちとなされていないから、こういうようなことが不信として出てきてるのかなというふうにも思うわけなんですけど。とりあえずその整合性をきちっと整理整頓をして、その裏付けにある財政計画というのものも、やっぱり確認をしていく必要があるかなと思いますので、こうからまった糸をとりあえず一つ一つほぐしていく必要があるかなと思いますので、以上です。
- 富野委員長：ありがとうございます。この委員会の性格として、多数決で何か決めてくということとはあまりやりたくないわけです。そういうことで、この質問事項についても、こういうことについて質問したいというご意見があれば、できるだけそれを活かして送り込んでいくということは、委員会と

してはやっていきたいなというふうに思っております。そういうことで、むしろですね、こういう質問をしたい、これはやっておきたいということについて、できるだけ出していただいて、あまりにも、飛び離れた質問だとやっぱりお応えする方も困ると思いますので、そういうことだったらご指摘していただくということでもよろしいんじゃないでしょうか。どうぞ。

- 小牧委員：質問の中で一つ聞いてみたいということがあるんですけど、ちょっともう総合計画から離れさせていただいてよろしいですか。
- 富野委員長：はい、どうぞ。
- 小牧委員：はい。今回出していただきました資料を、ちょっと時系列でまとめたんですね、何年何月に発行されたってということで、時系列でまとめていったんですけど。その中で、住民説明会が行われますタイミングがあるわけなんですけど。平成30年6月25日に学校法人パウロ宛文書が出てるんですね。6月27日に利用者説明会がなされてるんですね。こういったことが、そしてその後、6月27日に説明会先ほどがありまして、6月29日にもあってるんですね。その文書が出てきてます。そして9月5日にパウロさんの方から、パウロさんに対して、またさらに決定しましたという、そういう文章が出てるわけです。となると、これって時系列的に見ると、もう最初からこう決めててやっていたのかというような疑問が出てくるわけです。その文書を多分皆さん、見ていただいたのでわかっていたかというふうには思うんですけど、そのパウロさんに出てた内容の通知文書を見ますと、もう誰がどう考えても、民設民営でやりましょうというふうなその協議についてくださいと、いうよりももう見ていただいた方がいいのかなというふうには思うんですけど。そういったような文章になっていましたので、その所がちょっと非常に疑義がありまして、その辺りの経過っていうのも、聞いておきたいなっていうふうに思います。
- 富野委員長：こども園のことですよね。はい、わかりました。他に、どうぞ。
- 赤松副委員長：今の与謝野町の認定こども園整備計画が平成30年6月に出ています。この時にはじめにという序章の中で、野田川地域の認定こども園につきましては、申し上げるように、用地は公共施設等総合管理計画の方針に基づき、諸条件を考慮し、模索する中、中央公民館周辺の公共用地を計画地として検討しています。検討していますですね、決定しましたとは書いてないです。検討しています。ところがそのいろんな住民からのいわゆる要望や議会でのやりとり、随分説明会に行かれました、そこで多くの町民はその検討中をノーと言ってるわけです。その中で、町の幹部も町長、副町長、町長はそこまではっきり言われていませんけど、副町長なんかは検討する余地があるということを書いておられます。この中の資料にもあります。ところがそう言いながら、また、このような第三者委員会を要望していながら、すでに町としてはもう決定している、この教育施設統廃合の基本的な考え方が（案）ですけど、これが今年の令和2年6月時点における変更点ということで、これははっきりと中央公民館・加悦地域公民館は、知遊館に統合しますと、無くしますと。野田川体育館は廃止ですと、図書館の分室これも統合しますと。おそらく知遊館のことでしょう。給食センターは移転改築と。このように既に町は方針決定してるわけですよ。これは気持ちですよ。だからそういうふうなところに私は、いわゆる先ほどから申しますように、結局、住民の意見なんて聞く聞くといいながら、そして我々のこのようなものを設けていながら、もうすでに心は違うところにあると。こういうところが、こういうことが起きてくる原因、いわゆる理念に沿っていないと言われる原因だと思うんです。だから町は、理念を活かそうと思ってるんですよ。もっと良くしよう、町民に喜ばれようと思ってるんですけど、こちらから見ると、約束事が全然守られていない。ここに今回の大きな不信が起きています。そここのところがポイントだと思っております。
- 富野委員長：それは重要なことなので、逆に質問したらどうですか。つまり、この第三者委員会が設定されて、まさにそのことを委員会が検討するあるいは議論するという流れになっている中で、この案の策定をどういう意向で進められたのかということ質問にしたらいいんじゃないですか。まさに第三者委員会の存続・存立の意義が問われるということですよ。それはやっぱり質問させてほしい、私もそう思います。
- 浦島委員：今の資料はどれですか。
- 赤松副委員長：「第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画概要版 子育てするならこの町で」の中の最後の方に、令和2年7月9日開催 野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の資料として出ています。だから私、これを見た時にもう、齟齬がないなと現実が。
- 富野委員長：その資料は第一回の資料ですね。赤松さんが質問していただいて。すごく大事なことで、質問と同時に、この委員会で議論する時に、どういう位置付けになってますかというふう

質問させていただくと思いますね。ちょっと理解が苦しいかな。はい、どうもありがとうございます。他にいかがですか。はいどうぞ。

●久保委員：はい。今議論いただいた点は私も聞きたいなと思っていたところで、やっぱり実際、このこども園の案が出るまでの、町民にどのような形で意見を聞いた実際の事実が、パブリックコメントとかに触れてる記録もありましたけれども、実際に本当にここでやりますよと、ここの地域を選びましたよってところで、行政側としてちゃんと意見を聞いてた事実があるのかどうなのかというところが、まず事実確認っていうところで知りたいなというふうに思ったところが1点です。2点目が、1の②、2の①と左にうってる資料「中央公民館・野田川体育館 利用者懇談会資料」というところの中で、五つの地区から、どこがこども園を建設するにあたって適切であるかっていうところの、比較評価をされているというところの、3ページ以降なんですけど、位置とか交通事情とか面積とか、そこら辺を総合的に評価した上で、優良可をつけてるというところで、この評価っていうのは誰がされたのかということと、ここの評価っていうのはあくまでもこども園を建てるという前提の評価で、建てることによって、もちろん例えば公民館とか体育館とかがなくなるという、その場ではなくなるっていう、そこの損失部分というか、こども園を建てたところの評価はあるけどもそれで失われた部分の評価はどういうところにあるのかっていうところが、多分この体育館で言えば、一番利用者が多いところでは、利用者が減るとか使えないというような損失が出てくると思うので、誰が評価されたのかっていうところと、どういう観点でこの評価軸を作られたのかっていうところが、確認というか、聞けたらなというところなんです。最後は左に2の⑫と。ちょっと私の読み込みが浅いのかも知れないんですが、「野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会 野田川こども園について」というところの報告の中で、質疑応答の中で、事前にアンケート調査を実施されたというところで、あまり意見が出なかったというところと、こども園については、あまり早く作って欲しいとの意見は無いと。役員会でもほとんど意見が出なかったというふうに書かれているので、やはり建てるからにはニーズありきで建てるというところの中では、どれぐらいそういうニーズの調査をされてきたのかというところが、聞けるといいなというふうに思いました。以上です。

●富野委員長：そうですね、地元の皆さんの意見を聞いた時も、こども園については、早急に作らないといけないという切迫したご意見はあまりなかったと思います。だからそのニーズ調査の結果とかですね。ニーズをどう把握されてるかということもやっぱり、質問していきたいところです。他にいかがですか。そろそろですね4時になりますので、もう1回休憩を入れて頭を冷やしてまとめていきたいと思いますけども、よろしいですか。はい、じゃあ休憩を入れましょう。4時になりましたら再開します。

(休憩)

●富野委員長：4時を過ぎましたので、再開させていただきます。今までの皆さんの議論をいただきましたので、そろそろ質問事項について大枠の中でどのような質問をするかということをもとめさせていただいて、できたら私はこういう質問してもいいよというご意見がありましたら、質問者も一定程度想定できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。なお、次回のこともございますので、10分程前に切り上げて、事務的なことを進めていきたいと思っております。そういうことで、まずよろしくお願ひします。大枠については大体そんなに異論はなかったようですので、順番にやっていきたいと思っております。まず総合計画との関係ですね。これについて質問事項は幾つか出していただきました。これを質問の形にまとめなきゃいけないので、どういたしましょうか。今まで意見出していたのは、小牧さん、それから浦島さんでしたね。それと白須さんも出していただいたですね。

●白須委員：質問事項としては出しています。

●富野委員長：もしよろしければ、質問形式でちょっと言っただけませんか。どうでしょう。町の方にこういう質問をしますよと。町長さんに、こういう質問をしますよということですので、その内容をちょっと。

●小牧委員：事前通知をしておくということですか。

●富野委員長：はい、事前に質問内容を一応知っていただいていた方が、実的なお答えが出てくると思います。そういうことで、どうぞ。

●岡田委員：今言うのとくということですか。

●富野委員長：ええ。もし今難しかったら、後で時限を切って出してもいいですけども。

●岡田委員：この施設のことだけですか。どのことについて。

●富野委員長：ですから大枠申し上げましたね、5つほど。

- 岡田委員：この4つの施設の問題について、町長に意見を申し上げるということですか。
- 富野委員長：申し上げるのではなく質問です。質疑応答の中で意見を含む質問が出ることはあると思いますけども、とりあえずは町長さんから全体的な説明をしていただいて、それをベースにして、こちらから事前に出した質問について、改めて質問させていただいてお答えいただくと。そこで若干やりとりが必要であればやらせていただくと、こういう段取りになると思います。どうぞ。
- 岡田委員：これ4つの中で、特に野田川の体育館に対して、意見書やら要望書やら請願やら出てますわね。体育館というのは、与謝野町で岩滝にも加悦にもここにも3つあるわけですね。これはまず廃止するという、これを廃止するのはこども園を作るからと、そういう理由ですよ。あとの岩滝と加悦は残るわけですけど。最終的には、これは耐震が悪いとか老朽化しているとかということが、大きな理由になっておるといふふうに聞いているわけですけど。そればかりじゃなしに、将来においては、そしたら加悦の施設も、岩滝の体育館も、老朽化は自然としていきますわね。総合的に考えて最終的に与謝野町の体育館はどこに作ろうかと。どういうふうな考え方で、新しく一つボンと大きなのを作るのか。いやもう作らずにずっと辛抱して、岩滝か加悦かはずっと残すんか。野田川だけ潰すんか、そのあたりが聞いてみたいですけど。
- 富野委員長：どういうふうにまとめたら良いですかね。野田川の体育館の廃止について、今後の取り扱いをどうするか、今後、将来計画をどうするのかと、こういうことでいいですか。
- 岡田委員：岩滝は老朽化しても修繕して建て替えてでも、残していくということなんですか。
- 富野委員長：すみません。質問事項としては、この野田川体育館の廃止について、今後の考え方を聞きたいとしておいて、岡田さんに町長さんにそういう質問を、今おっしゃったような質問を、説明を加えてしていただくと、こういう形になると思います。ですから項目としては、野田川体育館の今後のあり方について。今のご意見だったらそういうまとめ方もいいかなと思います。
- 富野委員長：ですから実際その時にそれを入れていただければと思いますけど。岡田さん、そういうことですね。はい。ただそれは総合計画ではなくて、要するに施設そのものですね。大枠で言うと。対象になっている施設の扱いについてですね。それとも総合計画ですか。
- 岡田委員：総合計画から言えばそれはもうすべて三つどんな施設でもあるわけですから、それは総合計画から言えば、施設の統合というのは当然出てきますので、先では。今ここでは問われていませんよね、そういうことは。問われてないから問われている体育館のことだけを質問しようと思っているだけです。
- 富野委員長：ですから、要するに大枠の、こういう質問で大枠やりますよと。その中で、具体的にこれこれについて聞きたいと。こういう形でまとめたいと思っております。最初に、答えるときに、どういうところで答えるといいかわかりにくくなっちゃうと思うので、整理をしたいんです、質問の。はい、どうぞ。
- 細井委員：私もちょっとお聞きしたいのは、今まで説明会とかがあっても、頑なにここしかダメだというような内容だったと聞いておるんです。なぜそうだったのか、なぜ検討する余地がないのかを、ちゃんと町長の口から説明をしていただきたいと。なぜここしか駄目なのか。他のところを検討されたんだったら、なんで他はダメだったのかというのはお聞きしたいです。
- 富野委員長：わかりました。それは3番目の、計画の進め方に分類させていただいたらいいかもしれません。要するに、なぜそういうふうに計画の変更を考えられないのかと、ほんとは考えて欲しいんだという意味でおっしゃってるんだと思いますから。
- 細井委員：それとここは利用頻度が高いので、そういう歴史もありますわね。その辺をやっぱ町長がどういうふうに思っておられたのか。ここの施設を無くすから、どここの施設を使ってくれとかそういう問題ではないと思うんです。その辺も踏まえた上で、ちゃんと説明いただきたいです。
- 富野委員長：そうですね。議会質問もそうなんですけど、質問事項通告ってあるんですよ。これこれについて聞きますよと簡単に書いてあって、実際は質問する時に今おっしゃったようなことで、これはこうだからこういう質問するんだと、答えてくださいとなりますので。できたら岡田さんもそういうふうにしていただければありがたいんですけども。ですからどなたかの、廃止についてみたいな形で大枠で出しておいてですね、実際質問されるときには、こういう趣旨で質問してるんですよと、こう言っていただければいいかと、それでよろしいですか。はい。ほかに。はいどうぞ。
- 江原委員：皆さんが言われたことは、全部聞きたいです。ですけども、今、町の方として、現在、体育館とか中央公民館、商工会館や図書館とかを潰して、あの位置に建てるっていうのは、その変更とかの余地がないのかどうか、それはもう決定事項なのかどうか。ここに建てるという形が。

- 富野委員長：そうしますと、現計画の修正ないし変更の余地はあるのかと。そういうことでよろしいですか。で、後は説明していただくと。実際質問されるときにですね。
- 江原委員：その時のやりとりでいろいろ他の、今の計画が最善で、それを第一案としてるということで、変更等は今のところは考えてないという形で、当時の資料の中にもあったんですけども、いろいろいくつか検討されて、優良不可ですか、そういうような評価をされて、でも他のところがこうこう理由でという形で、現案をとという形だったんですけども、例えばそこが7000平米最低いるみたいな形だったんですけども。その辺が例えば2ヶ所に分けたら4000とか5000平米でもいいのかどうかとか。財政計画にもなってきますけども、それは、そういうふうな質問に対する意見みたいな形で、意見に対して質問とかいう形でも、それは、その時には構わないという形で良いでしょうか。
- 富野委員長：そうですね。結局ですね、こういう計画っていうのは、町が作られているものですね。それに対して、計画そのものをやめろということは、例えば財政とか、まちづくりとか、そういうことを考えると大きな穴が開いてしまいますから、計画そのものがなくなるということは多分ないんですよ。ただしそれを具体的にどういう形だったら、より財政的にとか、町民さんのためになるとかですね、町の発展のために役に立つとか。様々な要素、修正する要素っていうのはあり得るんです。そういう意味で、計画全部をやめろという話ではなくて、そういうような修正ですね、あるいは調整。そういうことで、町民の皆さんの意見や、第三者委員会の考えを取り入れる余地があるのか、そういう意味でお聞きになるんですしたらそれは当然だと思います。
- 江原委員：そういう形で、根本的な原因にある、その位置の原案が、その修正の考えはあるのかどうかについて。
- 富野委員長：はい、いかがでしょうか。どうぞ。
- 小牧委員：今の議論が少しわからないんですけど。要はこの委員長が言われた6項目について、誰かが1人で質問してくださいねと、その質問内容をお聞きになってるということですか。
- 富野委員長：基本的には、こういう質問をしたらいいんじゃないかっていう考えを出していただきたい。ただ、実際そういう意見を出すときに自分はこういうことが聞きたいということがあはずですから、それについては実際自分でご質問していただくのが一番いいんじゃないかと、そういう意味で言ってるんです。
- 小牧委員：今のこの6項目のうち、貴方はこれを質問してくださいねっていうことを決めてるわけじゃないんですね。そういう意味ではないですね。
- 富野委員長：そうです。できたら自分はこういう質問がしたいと言っていたらと、ありがたいです。
- 小牧委員：こういう問題がしたいので、深い内容について、どのような内容がありますかということをお聞きになってるんですね。
- 富野委員長：もし自分で質問したいという方がいらっしゃらない項目があれば、委員長としては聞いてもいいかと、そう思ってます。
- 小牧委員：わかりました。
- 富野委員長：はい。
- 小牧委員：財政のところがあるんですけど。私は、この財政計画が企画財政の方が立てておられたものがあると思うんです。それが今現在に渡って、随分と変わってきてるということもあると思うんですけど、行政側の方が親切に、30年11月の修正案を出してきてくれておったんですけど、それでも多分、変わってきてるんじゃないかなと思いますし。で、そういうこともあると思うんですけど、実はその、今回、認定こども園を建てますよとしたときの財政として、国府の方から、どのような財源措置をもってやろうとしていたのかなとか、それに対する償還金をどのようにしておったのかなと言うのが、この中には書いてあるわけですけども、書いてあった内容の公共施設等適正管理推進事業債を使おうということを目論んでいたのは、ここへ書いてありますのでわかるんですけど、その場合に、起債は90%できますよと。交付税参入は50%できますよ。要は、これ多分10億ぐらいだと思うんですけど、投資額が全体です。その10億のうち、1億は自分で借金をとりあえずはしなきゃいけない。5億はしなきゃいけないっていう感じなんですけど、そのうちの1億は自前で即払っていかなくちゃいけませんよと。あと4億については、起債ができますので、その部分は返済をしたら良いですよと。あと5億は交付税参入ですから後からお金が返ってくるので、その部分は何とかクリアしていきますねっていう目論見を組んでた。で、その逆に、損益計算でいくと、その統合することによって、人員の削減であるとか、施設管理費用であるとか、そういったものが削減をされるとい

うことから、おおよそこの当時は6700万ぐらいは減になるので、その分を返済するっていうか、財源に充てていくということが出来るかなという、そういう目論見をされていたと思うんですね。その中で聞きたいと思ってますのは、今度は逆にですね、野田川グラウンドの方へ単独でこども園を設置しましたとか、他の場所を選んで設置をした場合に、その財源の確保が果たしてできるのかどうかって言うようなところが、今日論んだ中にはあるのかどうかというところ。この財政シミュレーションを見てると、府から900万だけしか措置がありませんというシミュレーションがされていますので、そうするとおおよそ10億が、自分のふところから全部出してやっていかなきゃいけないよと。そうになると、財政シミュレーション的に、この前岡田委員言われたように、実質公債費比率がドーンと上がって、京都府の認可を受けないと借金ができませんよという、そういうような状況にすぐさまなってしまうというような、そういうようなことも考えられるので、そういったところも総合的にシミュレーションをしたものがあるのかどうか。ということも聞かなきゃいけないかなというふうに思いますし、それらも町民としては知る必要があるかなというふうに思うんですね。そうでないと、どんどんと財源がなくなってって、最終的には何もなかったですよと、私は15年ぐらい前に合併に携わりましたが、合併っていったい何だったのかなあというところも。その後、合併特例債で126億ぐらいでしたかね、多分、特例債で有利な起債を発行することができると、90%自体の75%補填というようなものがあつたんですけど、それすらもう今現在、多分ないのではないかなと思ってるんですけど、それを本来はそういうことに使うべきもんだったと思うんですね。でもそれが使われていなかった。それがなぜそれを使わなかったのか。そんなところも、財政計画等あるのかどうか。で、今回これができなかった場合には、どのような状況になるのか、想定してるのかっていうところは、聞いておく必要があるかなというふうに思ってますので、そんなところを聞きたいなというふうに思ってますんですけど、これをカテゴリー分けをして、それぞれに、例えば委員長がこの6項目のカテゴリー分けにしてあるものの中から、それぞれに考えて出してくださいねっていうことであれば、皆さん出しやすいかなって思うんですけど、どうなんでしょうか。

●富野委員長：財政計画との絡みについて、二つ可能性があると思います。一つは総合計画との関係性です。要するに、総合計画で財政見通し、財政のあり方について、それなりの記述があつてですね、実施計画でも、それなりの計画が出てくると思います。その時に、おっしゃったように、それ以外の道はどういうふうに検討したんだというところについて、総合計画のあり方の問題として実施計画との関係ですね。それから今の施設計画についての話として、聞くことはあり得ると思います。これ1点です。2点目はですね、財政計画を作る時に、おっしゃったように合併特例債があつたんですよ。それはものすごく財源効率がよかつたので、その時になぜこういう計画ができなかつたのかと。それはもちろん理由があると思います。理由はやっぱりちゃんと明確にした上で、今こういうふうになつてしまつてるんだから、じゃあ財源効率を考えなきゃいけない。それともう一つは、財源効率だけでなく、いろんな財源そのものを検討するという、あり方もあるんですね。そういうことからすると、計画の進め方っていうところで、聞いてもいいかもしれません。ですから、それは小牧さんがどちらかを意識して聞かれるかということがありますので、どうでしょう。

●小牧委員：いや、意識して聞くかどうかというのもまたあれなんですけど。全体像で、しっかりと聞く必要がある。総合計画の建付けがきちつとできて流れができた上で、住民説明会が行われていたのかっていう、行政手続き上のことが成されていたのかどうか、それに対するこの裏付けの財源措置が確保されていたのかどうかっていうこと。そういったところは聞かなきゃいけないですし、それから代替案っていうものも、基盤として持っていたのか。持っていたのだったら、なぜ説明をしなかつたのかというところは、当然聞かなきゃいけないですし、それから今議論をしているのは、公共施設公共施設と言ってますけど、あそこには商工会館もあるわけですので、商工会館等の調整は、どこまでどのように進んでいたのかというようなところも、ちょっとこの資料の中のどこかに、読み込んでどこかにあつたと思うんですけど、商工会との話をしてるっていうことが、この資料の中のどこかに書いてあつたようにあつたと思うんですけども、その辺りも、公共施設だけを考えていて、商工会館の関係だって、商工会としての財源措置がどうかっていう、タイミングもあると思いますので、そういったところの協議をきちつと整理整頓がなされていてしてきたのかどうか。これもやっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思いますし、それから根本的なところで、この第三者委員会がどこまでやるのかっていうところは、はっきりと、私は一番最初に、総合計画策定委員会というのは条例で制定された委員会ですし、それから行革の委員会も条例で制定された委員会ですけど、この委員会というのは条例制定されている委員会ではありませんので、基本的になんの拘束力も無いというような、

そういうような状況もあるもんですから、どこまでが拘束力を持つ、ただ、反対者っていう言い方が悪いですけど、あまり好ましくないというふうに団体さんとの協議をされている中では、この議事録の中に、第三者委員会が決めたことに従うみたいな、そういう文面があったんですね。それを見ると、決して拘束力ない第三者委員会がそこまでの責任を負うというのはいかがかなというふうにも思うわけで、その辺りについても、行政側に確認をしておきたいなと思います。

- 富野委員長：今のお話を聞くと、商工会館のことは各施設の取り扱いのところで、商工会館はいいんですかと、そこでお聞きになったらいかがでしょうかね。他の方でもいいんですけども、基本的に小牧さんが提案されているので、もし質問希望が他になれば、お願いするということですね。他の対象としての施設だけで話が終わらない可能性もありますから。そういう点では少し視野を広げるといっても大事ですね、他の施設をどうやって使うかということも関係ありますから。それはありがとうございます。それからこの委員会の権限についてはですね、多分やりとりの中で、第三者委員会をせっかく作ったんだから、それに従わなきゃっていうね、気持ちを言われたんだと思うんですね。制度的にどこで拘束力があるかって議論ではないというふうに私は受けとめたんですけども、それは確認していただくといいと思います。我々が負える責任っていうのは限定されてますので。そこは確認をしていただくということですね。はい、どうぞ。
- 細井委員：すいません、加悦で説明会があったときに図書館のことが出まして、その時に町長が言われたのは、与謝野町よりも人口の多いところで、公民館や図書館が1ヶ所しかないところがあるって言われたんです。だから1ヶ所しかいらぬとは言われなかったですけども。与謝野町より人口が多くても1ヶ所だと。でもそれはよそがそうであっても、与謝野町がそうしなくてはいけないということも無いですし、それ自体考え方が僕はおかしいと思うんです。その地域地域に合ったまちづくりをすればいいんであって、与謝野町は2ヶ所3ヶ所必要であればそうすればいいですし、今回その体育館を無くすんでどこかを使えというのも同じような考え方と言いましょか、もうただただ人口とかお金とか数字だけを見ておられるようなそんな感じがするんで、その辺もちょっと町長にお聞きしたいです。それはもう町づくりの理念とかと思うんですけども。よその町の良いところは取ればいいですけども、やっぱり悪いとこまで見習う必要は無いと思いますので、ぜひお聞きしたいです。
- 富野委員長：その問題については、そのご質問をしていただくのは大変結構だと思います。ただ、町がなぜ一つでいいと思うのか、二つでいいと思うのか。その理由を聞いた方がいいと思いますね。つまり、他の町がそうだからという理由だけじゃないかもしれません。そこはどうなんですかと聞いた上で、それについて、こちらの方としてはこういうことがあるので、こう配慮していただいた方がいいんじゃないですかという。そういう言い方の方がいいかもしれませんね。はい、ありがとうございました。他にいかがですか。傍聴の方、ぜひこれ聞いて欲しいとか、どうぞ意見言っていたらいいですよ。はい。
- 岡田委員：今のと全く関連するわけですが、例えばここに書いてあるのは中央公民館、加悦地域公民館について知遊館に統合すると。これは別に知遊館に統合せんでも、例えば加悦地域公民館に統合すると、知遊館は廃止すると言うたって別に問題ないわけで、それは勝手にこれは行政が言うところのことで、これはもう聞いていただくことは大変結構かというふうに私も思います。
- 富野委員長：ただですね、ちょっと後で申し上げようと思ってたんですけどね、次回の委員会というのは、要するに町の考え方や町の方針を改めて明確に我々が理解すると。で、その上で問題があればそれを指摘させていただいてということなんですね。ですから、そういう意味ではですね、批判するとか、これ間違ってるとかそういうことを言う会ではありませんので、ぜひ質問っていう形ですね、まとめていただければありがたいと思います。
- 浦島委員：当初から言っていますが、この計画が提案されて、説明をするときの町として不十分だったと感じることは何なのか、どこに問題があったのかということは、町の行政の側から今の時点で気づくことをきちっと整理をして、やっぱり伝えて欲しいと。特に同じ項目になるとは思いますけども、町の総合計画と今回の公共施設の統合問題の整合性ですね。そこについてはやっぱり、そこを基本に出てきていることですから、そこについての基本的な説明をしっかりと聞きたいですね。
- 富野委員長：はい、わかりました。総合計画と、計画の推進の仕方との関連ですね。はい、わかりました。傍聴席の方、どうぞ。
- 傍聴者：すいません。傍聴で発言をさせていただきましてありがとうございます。ぜひ聞いていただきたいなというふうに思う点があります。それは、総合計画と今回の公共施設の統廃合計画っていうのは、関連付けて整備がされておったるうなど、私はチェックはしてませんが、そういうふうに思っ

てます。ただ一番の問題は、公共施設の統廃合計画がどの段階で作られたのか。それが住民の皆さんに説明をされて、意見を聞いて、手直しがされたのか、そういう努力をされたのかということが、私はこれが全く無いと思うんですね。もう私が聞いている限りでは、役場の課長会でこの計画が作られて、それが決まって当たり前なんだということで住民の皆さんに下ろされた。だから住民の皆さんが、どうなってるんだと、何も知らんことが強力に進められようとしている。こういうことになったというふうに私は思っておるわけですね。で、よその町の事例をお見ても、視察に行った鳥取市では住民合意ができない施設は潰しませんよと。結論が出るまで手をつけませんよということを、はっきり言うところなんです。ですから、そんな反対運動が起きませんと。これが行政の基本的な姿勢だと思うんですね。いろいろな問題があるというふうに私も思いますが、お隣り宮津市でも、現在、統廃合計画をやっているわけですね。問題になってます。で、ここでも、宮津市でさえ地域に出向いて計画を説明して、こういう皆さんの意見を聞いて、手直しをするところがないかどうかっていうのは、やっとなるわけですね。与謝野町はそれを全くやられてない。なぜやられていなかったのか。どうしてそれをやろうとしなかったのかということ、ぜひ聞いていただきたいと思えます。以上です。

●富野委員長：ちょっとまとめさせていただいていいですか。施設の統廃合計画の策定の段階で、地域や町民の皆さんの意見を取り入れる、もし必要があれば修正する、そういうことがどうして無かったのかと。あったのかどうかということですね。で、あったとしたらどういうことがあったのかと、無かったとしたらどうして無かったのかと。そういう質問でよろしいですか。

●傍聴者：はい。行政改革の関係でもそうなんですけどね。計画は計画で委員会が推薦されて作られるべきなんです。それはその計画は当た前なんです。ただ、それを実行する、住民サービスに直接関連する、そういう施設の統廃合計画だとかそういうものについては、住民の意見を聞いて、やはりそれが適切なのかなのか、例えばもう少し統廃合の年度を延ばすだとか、そういうようなことも含めて議論をしているというのが行政の基本的なあり方だと思うんですね。だから、そういうことを一切ね、住民の要望よりも、行政の考え方は上に置いた考え方。考え方に私はなっておると思うんですが、ぜひそういうことを聞いていただきたい。

●富野委員長：今、傍聴の方からこういう質問をして欲しいと、こういうご意見がありましたけれども、一応私の方でまとめさせていただいた内容でですね、どなたかが委員として、私でも結構ですけども、質問に入れさせていただくということについて、皆さんのご意見を、ちょっと委員の方ではなかったので、皆さんの意見を聞かないと入れられませんので、どうでしょうか。特に異議がないようですか。はい。特に異議がないようでしたら、質問に入れさせていただくことにします。他にいかがですか。はい、どうぞ。

●傍聴者：失礼します。私、請願者の一人の西村と申します。こういう機会をいただきまして、大変ありがとうございます。私もどこの場所にも話を聞きに行きまして、第1回の説明会からずっと顔出しとるメンバーであります。その中で、町長さんは町勢懇談会でも、皆さん反対の意見ばかり、賛成の意見はまず無かったです。その中でも、皆さんの意見をお聞きして、精査して、前向きに検討すると言われました。どこの場所でもそうです。この計画に関しては、心が無いと言われた方もありました。僕もそのとおりでと思います。だけど、改めようという姿勢が町側に全く無い。先ほど、体育館の、他の町のもっと人口が少ないところでも一つしか無いとありましたけども、京丹後市では、社会体育館として全部残しています。あえて1ヶ所だけは、桑を絹を作るために、蚕を育てるために、1ヶ所だけは体育館を使用していくと、こういうふうになってます。ただここは、体育館だけではないんです。商工会の本所もあり、図書館もあり、とりあえず大事なところなんで、商業の中心地でもあります。バイパスを中心にした商業の中心地でもあります。こういった場所になぜ認定こども園を建てるのか、ということで我々は立ち上がったわけです。他にも場所はあります。それをここがベストだと。だから僕はベターなところを探してくださいと申し上げました。聞く耳持ちません。だから立ち上がったわけです。以上です。

●富野委員長：すみません、質問の内容をちょっと。改めて、質問の内容で言っていただけませんか。

●傍聴者：とりあえず修正する意思があるのかということ。これだけ反対がありながら、8433名の方の署名、それから6667名、3.5人に1人の方が署名をされてます。そういった多くの町民の反対がある中で、強行にされる。この意図がわかりません。町民の意見を汲んで、いいようにしてやろうという気持ちがないので、私たちは立ち上がったわけです。

●富野委員長：ちょっとまとめさせていただくと、計画を策定して、それを進めるにあたって、現地の町民の皆さんの強い反対の意思が示されていると。それに対して町として、計画の見直し等も含めて



対応する、そういうような要素があるのかと、そういうことでよろしいですか。はい。今の質問はいかがでしょうか。よろしいですか。はい。じゃあこれは計画の進め方というところで、まとめさせていただきたいと思います。はい。それではそろそろ、もう大分時間も迫ってきましたので、大体これでもよろしいでしょうか。あとはもう項目の中です、ご意見がなかったところについては私がまず基本的に対応させていただくと。それからご意見を出していただいた方は、原則としては、自分が質問していいよと言っていたらとありがたいんですけども、ちょっとそれは勘弁して欲しいという方がいらっしやったらですね、いかがでしょうか。いらっしやいますか。大丈夫ですね。はい、どうぞ白須さん。

- 白須委員：代表の方が質問されて、回答があったことに対して、いいんですね質問しても。その中で。
- 富野委員長：そうですね質疑はあまりやるとですね、意見になってきちゃう可能性がありますんで。あくまでも質問ということで。
- 白須委員：一問一答の形ですか。
- 富野委員長：基本的に一問一答です。ただし、それに関連する質問ということがあれば、それは委員長の判断で、追加させていただけると。あくまで質問ということでやっていただきたいということで。いかがでしょうか。これはそうですね、議会の議論でも、質問と言いながら意見を言っていっしやる方もあるぐらいで、でもできるだけ質問ということを留意されて、もしちょっとあまりにもということがあれば、委員長が注意させていただきます。それはちょっとね、やっぱり主旨がありますので。この委員会の。そういうことです。はいどうぞ。
- 小牧委員：これはもう事前通告ということで、まとめて出されるんですね。
- 富野委員長：そうですね。ですから、私と副委員長も含めてまとめさせていただいて、それを皆さんに1回見ていただいて、特に意見がなければそれを出ささせていただくと、こういうことになると思います。
- 岡田委員：それまでに町長の方から、質問状に対して説明みたいなものはあるんですか。
- 富野委員長：無いです。それはやらないつもりです。なぜかという、これは最後にご相談したかったんですが、当日の持ち方なんです。私はこの中で、町長さんの説明を何回かお聞きになった方もいらっしやるし、全くそうじゃない方もいらっしやいます。ですから、町長さんから、この計画そのもの、それから計画の進め方について、質問事項は送ってありますから、そういうものを頭に置きながらですね、例えば30分程度時間を取っていただいて、まず町長さんから説明をしていただくと。で、それを踏まえて、各質問を皆さんの方からしていただいて、それに対して町長さんから答えていただくと。そういう段取りで進めたらどうかと思ってるんですけど。
- 岡田委員：今、委員長の方から、町長に最初に30分ほど説明いただいと。その質問状が前もって事前通告してあるんですから、その中でもう30分の中に、町長の方からその説明が皆あるように想像できるんですけど。
- 富野委員長：いや、意外と難しいんじゃないですか30分。ってのはですね、やっぱり町として、こういうふうに考えてこうやりたいってことは、町長さんも言いたいはずなんですよ。だから、質問に単に答えるだけではですね、町長さんとしてもものすごく物足りないと思いますよ。私自身が市長をやってきましたんで、皆さんの質問に答えるだけでいいんだってことは、とってもありませんね、首長としては普通は。特に第三者委員会っていうのは、町長さん自身が制定された委員会ですから、それに適当にあしらうってことはありえないと思いますよ。はい。
- 小牧委員：一問一答で事前通告されるんですね。そうすると、それに対しての回答であるとしたら、多分そんなに長い答弁にならないと思うんですね、一問一答なんで。それを何十項目か、委員長・副委員長の方で整理整頓して出させていただくとということで理解したら良いですね。
- 富野委員長：ちょっとイメージはですね、まず説明は、私は30分って言いましたけど30分で良いかどうかについては皆様のご意見が聞きたいです。その上で、質問項目について、それぞれ、私はこういう質問しますという方がいらっしやるわけですから、委員長も含めて質問させていただいて、その質問についてまず1回答えていただきます。一問一答で。それが終わった段階で、最後にまとめて何かこういう形の質問したいと、要するに足りない部分があるとか、そういうことが出てくるんですね。それについては、こう補充して欲しいとか、このところはもうちょっと説明して欲しいとか、それをいちいちやっていると、時間が見えなくなってくるので、当初は一問一答でやらさせていただくと。その最後に時間を改めて取らせていただいて、不足した部分を補充していくと、こういう形でどうかと思っております。

- 小牧委員：一問一答でしていただくのは非常にいいと思うんですけど、その論点っていうかをきちっと整理整頓していただいて、質問をするということになるとは思うんですけど、それに対して、答弁の方も、根拠のない答弁だけははやめてくださいということを条件に質問してくださいね。霧に包まれたような長時間の答弁っていうのはいらないので、この委員会では、っていうことでお願いしたいと思います。
- 富野委員長：それもやっぱ簡潔に、しかも要を得て。
- 小牧委員：どこに根拠があってそうしたのかという、根拠がある答弁をしっかりとっていただきたい、そうでないと行政じゃないです。そうしていただきたいと思います。なんかきつねにつままれたような、ふわっと消えてしまうような答弁だけは避けていただきたい。
- 富野委員長：それは私は良くわかります、要望していきたいと思います。基本的に町長さんも、何回かお話する機会がありましたけども、そういう要望をすればきちっとそれに対応していただけるはずだというふうには思ってますけども、一応念のために、そういうのを付けさせていただきます。
- 小牧委員：ぜひ付けていただきたい。
- 富野委員長：はい、どうぞ。
- 白須委員：最初に町長が30分話されると。
- 富野委員長：30分はどうかという。
- 白須委員：どうかというのは、まだ未定ということですか。
- 富野委員長：皆さんの意見が、まとめれば30分ですということですよ。
- 白須委員：いえ、町長が30分話されるということならば、何を話されるかわからないわけですから。30分なら30分の町長が話をされたことについてね、質問の時間は取るべきだなと思います。
- 富野委員長：そうですね。多分、こちらから先に質問を出していますから、それを踏まえて、町長さんも30分ありますから、一定程度それに答えるような話し方をされるとと思います。それで、その上で、話を聞いたことについて、もし質問が改めて出てくれば、それは最後の一问一答が終わった後に、お話を聞いて、ここのはもうちょっとわからないので説明して欲しいと、こういう時間。要するにそういう時間を取るというつもりでおります。ただ30分で良いかどうかは、皆さんに決めていただけたらと。
- 小牧委員：町長だけに質問ということですね。他の課の職員は来ていただかなくても大丈夫ですか。
- 富野委員長：他の課の方がいてもいいと思います。というのは、町長さんの回答について担当の立場からとして、ちょっとこれは補足しといたらいいということはあるから。
- 小牧委員：と思いますね。だから、それぞれの課の担当者の方がやっぱり付いておられないと、多分質疑に対して答弁ができなくなってしまうというふうに思いますのと、それから、これもちょっと一つお聞きしたい内容ですけど、反対者の方とも4回にわたる協議をなされてるんですけど、そこで町長が言っておられることと、副町長が言っておられることの整合性がないような文面があるんですね。これって一体何なのということが、片方で代替案を作りますよって言って、片方は作りませんみたいな雰囲気のものがあるので、そういったところについても、協議をされていたら多分、反対しておられる団体からすれば、トップとセカンドが違うなんていうのは、一体どうなってるのっていう不信感が、多分あってるのかなというふうに推察されますので、その辺も副町長が来ていただけるなら、一緒に来ていただいて、聞きたい項目かなというふうに思います。
- 富野委員長：そうですね。今回の主旨はですね、トップから聞きたいということです。当然のことながら、首長さんは町民の皆さん全員から選ばれた1人だけのトップですから、その人の言うことがある意味絶対なんです。ですからね、そこで答えたことについては、要するに、それ以外のスタッフは、それに従わなければいけないという前提でお聞きするわけです。でそういう意味ではですね、この人とこの人の意見が違うんですけどっていう聞き方は必要ないと思います。町長が出ていけば。
- 小牧委員：はい。承知しました。
- 富野委員長：そういうものだと私は思ってます。私も市長をやっていたから。いかがでしょうか。大体そんなところで時間がそろそろ迫って参りましたので、じゃあ段取りとしてはですね、まず30分でいいかどうかということを決めましょう。30分町長さんということでもよろしいでしょうか、説明ということで、はい。それじゃまず30分です。
- 小牧委員：一問一答ですよ。一つ一つの質問について
- 富野委員長：一項目について一人です。2人いれば2人でやっていくというのも良いですけど。町長さんのお話が30分以内でもいいんですけども、30分は超えないようにしましょうと。でないと

時間的に消化しきれないと思います。

- 小牧委員：ちょっと意味がよくわからない。
- 赤松副委員長：事前通告をしてるわけですよね。そして、一番最初の開会の時に、町長が自分の思惑をお話を30分ほどされるということなんですけど。何項目のご質問、事前通告か知りませんが、簡単明瞭に答弁されるのであるならば、30分も時間があつたら、その話になるんじゃないんですか。他にどんなことを話されるんですか、30分間も今日までの経過をずっと。挨拶が30分では長すぎますし、皆さんのご労苦にありがとうございますでは長過ぎますし、30分と言いましたら、事前通告しなくてもその30分で、大まかにポイントポイントポイントで言われて、その後、皆さんがフリーで質問されてもいいんじゃないかなと思うんですけど。30分というのが意味がもう少し。
- 富野委員長：最大30分は、要するに町長さんの30分話したいということで、そこまでいいですよというつもりなんです。
- 小牧委員：いや、そんなものを別に求めてないんですけど。
- 赤松副委員長：町長さんに30分。
- 富野委員長：30分してくださいということじゃないんです。30分以内でやってください。
- 赤松副委員長：お話をしてですか。
- 岡田委員：結局提案説明ですか。議会でやられたと同じようなことですか。
- 富野委員長：そういうことですね。ある意味、第三者委員会ですから、議会とは違います。そういう意味では少し丁寧に、事の経過を含めてですね、説明していただくのかなというイメージがあつて。そうすると、あんまり時間を切っちゃうとですね。それがやりにくくなるかもしれないなと思ったんです。
- 小牧委員：私的には、今質疑をする内容をここで決めたわけですので、疑問点がある。それがどこでこういう紛争になってしまったのかというところのポイントを順番に聞いていこうということですので、それを聞いたら良いと思うんですね。それを聞いた後に自分の思いがあるんだつたら、それは誰かがご質問されたら話されたらいいと思いますけど、それを30分間長々と聞いておいてからですよ、また質問しましょうなんていうのは、ちょっと委員会にとっては、時間がもったいと私は思うんですね。と思います。後から言われたらいいと思いますけど。何かこう。
- 富野委員長：この委員会で、最初に私が申し上げたことなんですけども、とにかく話を聞くと。当事者から、そこから始めましょうと言いましたね。地域の方に公募して意見を言ってもらくと。我々も聞いて質問すると。そういうことでやりました。これは別に住民の皆さんだけじゃないと思うんです。やっぱり、行政としても言わなきゃいけないし、言いたいこともあるはずだと。それを虚心坦懐に、まずは聞いたらどうかってことなんです。その上で、私達の知りたいことを引き出していくと。そういう材料を、住民の皆さんと行政側の両方から我々はいたゞいて、それを総合して、いろんなことを判断したり、意見をまとめていったらどうかと。だからこの委員会は、最初にやらなければいけないことは聞くことだと思ってるんですね。そこはどうでしょう。
- 小牧委員：ですので、今回これだけ時間をかけて、ポイントを絞って、聞くことを確認したわけですね。その確認した事項をまずは端的に述べていただいて、根拠を示して述べていただく。それがあつたわけですので、今の委員長の言われた6項目をカテゴリーとして、それに詳細な質疑があるわけですので、まずはそれをお聞きしておいて、自分たちの思いはこうだということ言っていたら良いというふうに思いますけど、それを聞かないということは言っていないわけですよ、聞かないということは言っていないわけなんですけど、最初に、自分たちの思いはこうでしたっていうようなことを聞いた後に、その質疑をしたとしましても、変な、頭の中に霧がかかると言うか、そういうふうなことが起こると、ちょっと具合が悪いかないかと思つたので。まずは今、この中で聞いた内容を事前通告がされてますので、それに基づいて聞いて、そして、その後自分たちの思いはこういう計画でやってたんですよ、自分たちはこんなところがこういう思いで計画を立ててやったんですよということは主張していただいたら良いかなというふうには思うんですけどね。
- 富野委員長：なるほどなんですけど、なぜなんだろうかっていうと、やっぱりこの町に住んでる人と、私は違うんだろうと思つた。私はね、基本的にこの計画については、まず白紙なんですよ。で、そういうことであるんなご意見を聞かしていただいたり、資料をいただいて、それで理解してと思つてるんですね。だから、やっぱり当事者からストレートにまず意見を聞くと。それでないとバイアスがかかっちゃうと思つてるんです、逆に。そういう意味で、町長さんが、他のスタッフではなくて町長さん自身からストレートに話を聞きたいと。

- 小牧委員：それよくわかるんですけど。この前はですね、町民の皆さん方に4名来ていただいて、私たちはあの方々が何をしゃべられるのかを、全く知らない白紙の状態で聞いたわけです。そして聞いて、その場で私たちはそれを聞いた後に直接質問をしたわけです。もう直の質問ですので、それにもう真摯に答えていただいたわけですけど、今回は、町長に聞くのは事前通告をするということですので、おおよそこんなような質問が出てくるんだらうということ想定できるわけですし、その下準備っていうのができているっていうのが行政側だと思うんですね。ですから、同じ50対50でするんであれば、同じように一問一答形式で聞くのはいいですけど、その後ですね、喋っていただいたことに対して、また同じように一問一答と言うか、50対50の立場を考えると、質疑したいというふう思うんですね。そうでないと、この前町民の皆さん方にあれだけ長時間にわたって4名の方に来ていただいて、そこでお話をされた後に、突然ですよ、我々から質疑されるわけですよ。それは緊張もしますし、どう答えたらいいかわからないというようなことだってあったかもわからないですね、当然。それが同じ土壌で、やっぱりやらないと私はいけないというふうに思ったので、そういう手法は如何せんいかがかなというふうに思ったわけです。以上です。
- 白須委員：私も同じような意見で。だからやっぱりここは議会じゃないので、一問一答にはすごくちょっと違和感があるんです。一問一答の問題で。だからやっぱりその一番スタートは一問一答がスタートであって、それを受けて、さらに色々な質問をしていきながら深めていく回っていくというところが必要じゃないかなと思いますから。ですから、前段の挨拶はできるだけ短くしてもらって、そして一問一答があって、そしてそれに対する質疑がある。そういう展開をたくさん作っていただくということの方が、進め方としてはいいじゃないかなという感じはしますね、私は。
- 富野委員長：いや、それはよくわかります。多分町長さんもね、その方が良いと思ってらっしゃるんじゃないですか。要するに決まりきった内容で一問一答っていうのは議会のやり方ですよ。それはそれでいいんですけど、実際は本音はどうなんだというところは聞くとしたらね、一問一答だけでは済まないはずですよ。だからそれはやらなきゃいけないと思うんです。ただ、今小牧さんおっしゃってるのは、最初にね、町長さんに、要するに質問事項まで渡しといて、スピーチをしてもらうのは、町民の皆さんの側から見るとね、フェアに見えないんじゃないのと、そういうことですよ。どうでしょうか。私がちょっとそれにこだわったのがまずいかもしれないんですけど。
- 小牧委員：まあ議会なら、そうでしょうけど。
- 富野委員長：すみません。傍聴者の方、何か意見ありませんかこのことで。やっぱり面白くないって感じですよ。どうぞどうぞ。
- 赤松副委員長：基本的には、第三者委員会を設置された設置者ですよ、町長は。設置者ですから、やはりフラットに、自分の思惑を最初に5分でも10分でも20分でもお話されて、その後はやっぱり、事前通告でなくて、この委員の皆から出てくる意見が、それがまあ委員長から見れば、ちょっととぼけたような質問になるかもわかりませんが、上品に上等な質問ばかりが出るとは限りませんので、僕はやっぱり生の声で質問していただいたら、あえてあまりこういう質問しましょう、ああいう質問しましょうというようなことよりも、もうストレートに皆さんが思われたことを質問されたら、答えられないことは答えてられなくてもいいですし、その方が僕も、どちらかと言えば小牧さんの意見は確かにそうだろうなと思えるところがあります。
- 小牧委員：ただですね、その場で聞くと、根拠のない答弁が返ってくることが多いんですよ。それが一番、このもつれた原因がどこにあるのかっていうことを確認するのに、確認ができないことでもあると思うんですね。ですので、事前に今問題があるということは整理整頓もされて、ここを聞いてみましょうということが整理されたわけですので、それらが適正になされていたのかどうか、或いは代替案があったのかどうかとか、そういったところについて、その根拠を示して答弁をいただくと。その後はですね、後はもうフリーでやった方がいいと思うんですよ。でないと、公平性が保たれないということが1点あるのと、30分も聞きたくないんですよ。後でだったら聞きますけど、事前に何を話されるのかっていうのはあんまり聞きたくないですので、まず最初から突っ込んだ話にしていただいて、その後で自分っていうか行政側が考えていたことについて説明をいただいて、それでこの段階で、この前の町民の皆さんに質問をしたのと全く同じ状態になりますので、話されたことに対してガンガン聞いたらいいと思うんですね。それが整合性が、事前通告をしていた内容と答弁される内容が違ったら、なぜ違うんですかってまた聞いたら良いと思うんです。と思うんですね。そういう方が、公平が保たれるのかなというふうには思えます。
- 富野委員長：そうですね。そんなにまとめにくくはないと思うんですけど、まず最初にですね、町長

さんの最初のお話の時間の問題ではなくて、何を話して欲しいかということがあると思うんですね。こちらで質問したことはかなり本質的なところを質問するわけですから、それでしたら、それを踏まえて、計画の説明というよりは、基本的に今自分がこの問題にどう対処、どう対応しようとしてるか、何をしようとしてるかについて、むしろ話していただくということではどうでしょうか。で、その上で、多分それだけでは皆さんの質問の趣旨まで聞いてませんから、その項目だけ聞いてるわけですからね。その話だけでは、十分説明を受けた感じにならないかもしれない。そういうことで改めて、いや趣旨はこうなんですよと。これについて、データも含めて、きちっと答えていただきたいという形で、第2弾の一問一答があって、それが終わったらフリーディスカッションとかフリークエストという形で、皆さんの質問を投げかけていただくと。こういう形ではどうでしょうか。で、時間制限はですね、今30分というのはもう完全にやめました。ただ、要するに趣旨としては、我々は説明をダラダラ聞きたいんじゃない。そういう意味で今、町長さんの今の状況を踏まえて、どういうふうに考えていて、どうしようとしてるか、そういう考えがあったら聞かして欲しいと、そういうことにさせていただいたらどうでしょうか。じゃあ町の説明はこの資料の方で読み込ませていただくということで、あとは今、町長さんの現状に対する認識と、それからそれに対する対応の方向性ですね、それについてまとめてお話をいただくと、時間はそれ程たくさん取っていただかなくて結構ですと、こういう形でどうでしょうか。よろしいですか。

- 赤松副委員長：当日は何名お見えになるんですか。町長のみですか。他の職員の方の出席は、総務課の職員は当然でしょうけど。あと他の方は。
- 富野委員長：今それでちょっとお話したんですけどね。多分ですね、町長さんはスーパーマンじゃありませんので、具体的な数字とか、意思とかここがポイントというところについて、担当じゃないと十分答えられないこともあるかもしれません。そういう場合にですね、やっぱりきちっと我々はデータも含めて欲しいわけですから、少なくとも質問した事項についての担当部局は、ついてきていただいて、その方から話していただくんじゃないかと、もし必要があれば補足していただくと。こういうことではどうでしょうか。
- 赤松副委員長：その場合、例えば、企画財政課や子育て応援課、教育委員会とか、ちょっと多岐に亘る部分がありますね。そうするとその担当課長が、全部その日のその時間帯に、ここに来れるかどうかということもあるので、その辺のところも。我々はそのことを心配しなくてもいいんですけど、ちょっと12月にも入ってくるんで、議会とかも入ってきますし。ちょっとその辺が、どれぐらいの方を予定されて、だからもしも欠席があっても、それは仕方がないというような感じではないと。そのために事前通告をして、そのために担当課からある程度の資料を整理をして。せいぜい絞らないと、役場の方も穴が空くんで仕事場に。
- 富野委員長：すみません、時間が過ぎてしまったので。まとめ方としては、町長さんに出て来ていただいて、それを補佐する意味で、できれば課長さんに出てきていただきたい。で、もし無理ながら、仕事の内容によって、担当の方に対応していただくということで、あんまり行政に無理強いをするというよりは、そういう配慮をお願いしてはいかがでしょうか。いかがでしょうか。はい。そういうまとめ方にさせていただきます。すみません。ちょっと私の方でまとめ方が、申し訳なかったです。時間が過ぎてしまいました。それで一応今日の議事は、この程度にさせていただきたいと思います。で、次の委員会は、町長さんの日程もありますので、決めていきたいと思います。ちょっと事務局から提案していただいて。
- 長島課長：この会場を基本にいたしまして、皆さんから11月24日ぐらいから12月11日ぐらいまでの予定を、ご確認をというふうに申し上げていたんですけど、12月議会の関係もございまして、あんまり後半にはできないというか、その中で、町長の日程が、平日の午後というところで、12月1日と7日と8日ということが、一応、今、何とか町長が調整ができる日程で押さえておまして、その中で、ご予定ができるだけ合う形でという思いなんです。その3日間で、町長的には何とかいけるかなというところなんです。
- 富野委員長：時間は大丈夫ですね。
- 長島課長：はい。午後はOKの時間帯です。
- 富野委員長：わかりました。12月1日は火曜日です。7日が月曜日、8日が火曜日。この3日間だけが町長さんが午後に対応できる、そういう日時だということですね。これでちょっと皆さんの対応できる日をお聞きしたいと思います。まず12月1日でダメだという方。小牧さんと岡田さん。12月7日月曜日いかがでしょうか。副委員長が、そうですか。8日は。お2人か、どうでしょうか。

- 赤松副委員長：7日は、僕だけですよね。それでは僕、ちょっと調整しますわ。
- 富野委員長：すみません。それでは赤松副委員長さんが、調整を何とかしてみろということ、大変ありがたいお言葉がありましたので、12月7日月曜日ということで、一応決定させていただきます。それで、よろしいでしょうか。はい。最後に一つだけ。実はですね、町長さんに来ていただくときに、傍聴をどうしようかという問題があります。というのは、せっかく来ていただくわけですから、できるだけたくさん、この地域の皆さんが、地域の皆さんだけでなく、町民の皆さんに、参加していただくとうごく望ましいことですね。そういうことで改めてですね、事務局の方をお願いしたいんですけども、広報を徹底してやっていただけませんか。できるだけたくさんの方に参加していただいて、お互いのやりとりの内容を聞いていただくということで、この会場が埋まるぐらいだと嬉しいんですけども。広報ではもう難しいと思いますので、広報以外の手段でも結構ですし、とにかく徹底的に広報していただくと。それは事務局に考えていただいて、ぜひよろしく願いしたいと思います。それでは今日の議事はですね、すみませんいろいろ難航しまして、申し訳なかったと思います。最後、副委員長さんにご挨拶をお願いしたいと思います。
- 赤松副委員長：どうも皆さん、長時間ありがとうございました。私もこのようなこと初めての経験でありますので、なかなか慣れないもので、ほとんど委員長にお任せしているわけですが、なかなか副委員長として十分なこともできず、また委員の皆さんにもご迷惑をかけたかもわかりませんが、是非とも、先ほど委員長が言われましたように、町民の意見、また行政の意見、そういったものをうまく我々がしっかりと認識して、それなりの提案なり結論が出ますように、是非ともお手伝いなりご協力をよろしく願いいたします。また傍聴の皆さんも今日は傍聴席の方からのご意見をいただきまして、ありがとうございました。これからもこの委員長はおそらくそういうことをされると思いますので、ぜひとも期待して、傍聴に来る時には質問事項を用意して来ていただければなおよろしいかと思しますので、よろしく願いいたします。 どうも皆さんご苦勞様でした。